

○午前9時59分開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

山本 やすゆき 議員

西 本 たか子 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

えのした正人議員。

[えのした正人議員登壇]

○えのした正人議員 「皆さん、こんにちは。私の名前はえのした正人です。よろしくお願ひします（手話）」。本日は、上神明小学校6年生の皆様、ようこそ品川区議会本会議場にお越しいただき、ありがとうございます。

品川区は、共生社会の実現に向けて様々な取組や事業を実施しております。今の手話は、9月の全議員研修会で聴覚障害者協会の方から学びました。これから地域の方々から頂戴したお声を区政に働きかけるべく、品川区議会自民党・無所属の会を代表して一般質問を行います。ぜひ前向きなご答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

まずは、障がい者福祉についてお伺いします。

11月15日から日本で初めてとなるデフリンピックが東京で開催され、聴覚に障害のあるアスリートたちが世界各国から集まり、多様性と共生社会を象徴とする祭典です。昨日、私もオール品川としてハンマー投げ競技の応援に伺いました。傍聴されている小学生の皆様も、日常では学校や家庭での学習等の際にタブレット端末を利用する中、なくてはならないものだと実感していることと思います。

近年、障害者向けアプリ等が充実して、視覚障害者の方々にとっても、スマートフォンは自立した豊かな生活を営む上で欠かせない支援ツールとなっています。視覚情報の音声読み上げ機能や拡大鏡機能、道案内ナビゲーションアプリ、さらには買物支援、行政手続、キャッシュレス決済など、多くの場面で資格情報の壁を越える手段として活用されています。スマートフォンは、もはや通信機器という枠を超えて、視覚障害者にとって必須の日常生活用具と言える存在で、視覚障害者福祉協会からも要望されております。また、聴覚障害者の方にとっても、聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人の会話を通話才

ペレーターが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる電話リレーサービスアプリ等があります。

しかしながら、現行の日常生活用具給付等事業において、スマートフォンはその給付対象品目として位置づけられていません。そのため、端末価格が高騰し、多くの視覚障害者にとって端末の購入は困難な状況で、経済的な理由から必要な機能を活用できないケースが決して少なくありません。特に生活保護受給者や年金生活者など所得の低い視覚障害者ほど情報格差が拡大しており、行政サービスや地域社会とのつながりを希薄化する要因となっています。

他自治体では、既に先駆的な取組として、スマートフォン、タブレット端末、専用アプリの導入支援を行う事例も見られます。例えば音声ガイド機能を備えた端末の貸与やスマートフォン講習会の開催など、情報へのアクセシビリティーを確保する施策が進められており、障害者が自立して安全・安心に暮らすための環境を整える責務があります。スマートフォンは、白杖や点字器と同様に視覚障害者の目となり、声となる補助具です。

本区は今年度、東京都のスマートフォンを活用した聴覚に障害のある方に向けたアクセシビリティー向上支援事業も実施します。このしかるべきときに情報環境の進化に制度が追いついていない現状を踏まえ、誰もが取り残されないデジタル支援の在り方として、視覚障害者の生活の利便性確保に制度上の扱いを見直し、日常生活用具給付等事業の給付品目にスマートフォン、タブレット端末を追加するよう要望します。区のご見解をお伺いします。

また、東京2025デフリンピック開催後も、引き続き区民のコミュニケーションリテラシーの向上のための取組、今年の6月25日に制定された手話施策推進法による手話人口拡大のための周知や環境整備を強く求めます。区のご見解をお伺いします。そして、来年、令和8年は、品川区手話言語条例の制定から5年目を迎えるに当たり、手話の普及と周知啓発事業の実施を、聴覚障害者団体からの要望もあり、団体と一緒に進められる節目の年の事業を求めます。区のご見解をお伺いします。

次に、教員のなり手不足についてお伺いします。

令和6年、決算特別委員会の教育費でも私から質問・提案させていただきましたが、近年、全国の自治体において教員のなり手不足が深刻な課題となっております。文部科学省の調査によれば、令和6年度の公立学校教員採用選考試験における全国平均倍率は3.2倍と、過去最低を記録しました。受験者数は11万5,619人で、前年度より約5,300人減少し、採用者数は3万6,421人と微増にとどまっています。校種別に見ても、小学校が2.2倍、中学校4.0倍、いずれも低下傾向が続いている、特に小学校での志願者減少が顕著です。東京都においても同様の傾向が見られ、採用倍率は年々低下し、特に若手教員の確保・定着が大きな課題となっています。本区でも、同様に学校現場では担任の欠員補充や講師確保に苦慮する状況が続いている、教育の継続性や児童・生徒への影響が懸念されます。

教員不足の背景には、10月の報道でも取り上げられ、経済協力開発機構が2024年に実施した国際教員指導環境調査の結果を公表した。日本の教員、仕事時間は世界最長。日本は調査に加わってから毎回最長を記録し、小学校は2回連続、中学校は3回連続。授業が短い一方で、事務業務の長さが目立つ等、長時間勤務や責任の重さに加え、処遇の問題があります。

特に、区立学校で勤務する会計年度任用職員、いわゆる非常勤講師やサポート教員の待遇は、常勤教員と比べて大きな格差があります。勤務内容は、実質的に授業や児童対応など常勤と変わらないケースも多いにもかかわらず、品川区では、この会計年度任用職員に対し交通費の支給がないという現状があります。このことが区外からの人材確保を難しくしており、求職者からは、「働きたいと思っても通え

ない」、「生活コストが合わない」、採用側の管理職からは、「交通費がハードル」、「学校を選んでもらえない」という声が多く寄せられています。

同じ都内でも、近隣区では交通費を支給している自治体が増えており、区間での待遇格差が人材流出を生む要因にもなっています。教育現場を支える人材の確保・定着を図るためにには、こうした制度的な不公平を是正することが急務です。会計年度任用職員は教員の欠員を補い、日々の教育活動を支えている極めて重要な存在です。子どもたちの学びの質を維持するためにも、交通費の実費支給は当然の対応であり、人材確保に向けた投資として位置づけるべきと考えます。

国や東京都でも、教員の働き方改革や待遇改善に関する検討が進められています。区としても他自治体の状況を十分に調査し、早急に交通費支給を含む待遇改善策を検討していただきたい。教育の現場が安心して人材を確保できる体制づくりについて、区のご見解をお伺いします。

東京都では、4月、顧客の暴言や不当な要求から就業者を守る全国初のカスタマーハラスメント防止条例が施行され、保護者による教員への不当要求もカスハラ行為に該当するとされた。東京都教育委員会は、こうした行為が教育環境の悪化を招いているとして、5月以降、ガイドラインの策定を進めてきた。骨子案は、児童・生徒の利益を第一とした詳細なカスハラ対応ルールを初めて設定したと報道がありました。私も、PTA会長時代から現在は校区教育協働委員としてこのような多くの声を聞き、保護者の暴言や中傷、理不尽な要求から教員を守ることは重要だと考えております。区として学校のカスハラ対策はどのように考えているのか、ご見解をお伺いします。

続けて、図書館の利便性向上についてお伺いします。

9月に韓国ソウル市城北区のオドン公園内にある森の図書館を視察しました。デジタル先進国でもあり、館内には自動貸出機が設置されておりました。説明を受け、大変便利な機械だと実感して、帰国後、区内で地元地域の図書館に確認に行きましたが、残念ながら貸出機を見つけることはできませんでした。近隣3区の図書館にも視察に伺い、全区的に導入されているところ、中心的な一部施設に導入されていることが確認できました。

また、公共施設として人気の高い武蔵野市立武蔵野プレイス、図書館をはじめとして、生涯学習、市民活動、青少年活動を支援する機能を併せ持った施設、そして、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場、役所連絡所、商業施設を備えた複合施設、大和市文化創造拠点シリウスにも視察に伺いました。

現在、都内23区の公共図書館では、利用者が自ら本を借りることができる自動貸出機の導入が進んでおります。来館者がカードをかざし、数冊の本を読み取り台に置くだけで貸出しが完了する仕組みで、スピードで非接触、そして、職員の業務効率化にも大きく寄与しています。品川区は、国内初ウェルビーイング予算、23区初トイレットラックの導入、中学校の制服無償化等、先駆的な取組を大変ありがたく受け止めております。しかしながら、令和7年現在、23区の中でこの自動貸出機を導入していないのは本区のみです。区民の方からも、「他の区では簡単に借りられるのに、カウンターが混雑して時間がかかる」といった声が多く寄せられています。

港区では、平成30年度から段階的に導入し、現在は区内全館で稼働しています。利用者の約7割が自動貸出しを利用しており、職員は返却や資料整理、レファレンス対応など、より専門的な業務に集中できるようになったと報告されています。また、新型コロナウイルス感染症を経て非接触対応への需要がより一層高まり、安心して利用できる図書館環境づくりにもつながっています。

さらに、他の自治体では児童書コーナーにも専用端末を設置し、子どもが自分で本を借りる体験を通

じて、図書館への親しみを育む取組を進めています。私も、実際に大和市シリウス視察の際、児童と思われる小さなお子さんが1人で児童貸出機を使って本を借りている姿を見て感心し、また、親子で児童返却機を使いながら、親から子どもへ「こうやって本が自動で流れで返っていくんだよ」と教える姿に感動を覚えました。

一方で、本区では、依然としてカウンター対応が中心です。特に休日や放課後の時間帯には長い列ができる、職員も対応に追われる状況が続いています。区内の図書館は地域の学びと交流の拠点であり、誰もが快適に利用できる環境を整えることは重要です。利用者の利便性を高めるデジタル化・自動化の取組は、もはや避けて通れない課題ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。23区で唯一未導入という現状をどのように受け止めているのか、区としての現状認識を伺います。また、他区の事例を踏まえ、段階的な導入やモデル館での試行を行う考えはないのか、今後の方針をお示しください。また、4月には旧荏原第四中学校整備基本計画が策定されており、新たに整備する図書館には先駆的な他の自治体を様々参考にしていただきたい。自動貸出機の導入、予約図書自動受取機、返却機の整備も含め、強く要望します。

図書館は、人の手による温かさとデジタル技術による便利さ、両立が求められる時代にあると考えます。自動貸出機は、職員を減らすための仕組みではなく、むしろ職員が本来の専門的な業務に力を注ぐための支援ツールです。利用者と職員双方にとってより快適で効率的な図書館運営を実現するためにも、区として積極的な導入検討を進めていただくよう要望し、区のご見解をお伺いします。

最後に、防災対策についてお伺いします。

近年、各地で発生する地震や豪雨災害では、初動対応の速さが被害の拡大を防ぐ大きな要因となっています。特に瓦礫の撤去や道路啓開など重機を用いた作業は人命救助の第一歩であり、その確保と迅速な稼働体制の整備が極めて重要です。9月11日、猛烈な雨による品川区内の浸水被害では、被災された区民の生活を守るため、区独自の支援を迅速に実施していただき、感謝を申し上げます。

その中には、災害ごみの処理対応として、事業系ごみ、リサイクル家電など廃棄物の無償回収があり、10月20日時点において収集量が159.13トンとの報告がありました。これは4トントラック約40台、軽トラック約450台分にもなります。品川清掃事務所に伺ったところ、天蓋車1台、軽自動車5台、清掃車1台、1日7台で対応していたとの確認が取れました。その一方で、全区的な大きな災害が発災した場合には、台数をどのように増やして対応するのでしょうか。

本区においても、災害時は建設関連団体との防災協定に基づき、応急対応を行う体制が整えられていると承知しています。しかし、近年では、地元建設業者にあっても、保有する車両や重機の多くがリース・レンタル契約による運用となっており、災害時に自社の機材が手元にないケースが少なくない状況です。実際、都内全域でも同様の傾向が強まっており、被災直後に必要な重機を保管場所まで取りに行くこと自体が現実的に困難な状況です。

そこで、ご提案になります。区が発注する公共工事、例えば現在進行中の新庁舎整備や学校福祉施設などの建設現場に配置されている重機を、災害発生時には災害対応に限って地元事業者が使用できる仕組みを導入してはいかがでしょうか。災害直後の初動対応力を大きく高めることができます。また、今年の6月、国土交通省においても、重機や建設機器の位置情報を一元管理し、大規模災害時に活用する仕組みの試行を始めたとの報道もあります。本区としても、これらの国の動向と連携しつつ、地域に存在する資源を最大限に生かすための制度設計を検討すべきと考えます。区のご見解をお伺いします。

先月10月、地元荏原第一地区の総合防災訓練が実施予定でしたが、雨天中止で物資配布訓練となり、私も防災区民組織の一員として参加しました。訓練なので、実際に防災服を着ていこうと、雨の中、雨がっぱを羽織り、リヤカーを引いて地域センターまで物資を引き取りに向かいました。役員の方から、2年前中止の際も感じていたが、防災服は中に衣類を着込めないからとても寒いとの声があり、やはり私も寒いと感じながら地域センターに到着すると、一部の職員さんが大きく「品川区」とししゅうが入った防寒服を着ていました。即座に役員さんから「このような防寒服があると助かるよね」、また、ミニポンプ隊の隊長からは「冬は寒いけど、夏場の訓練は暑くてたまらない」。ほかの町会の方からもお声を多くいただいております。

荏原消防団の方にも伺ったところ、防災服は、夏用、冬用、街頭コート、雨がっぱも貸与されており、荏原防火防災協会から町会に毎月送られてくる公益財団法人東京連合防災協会発行の「防災」10月号には、防災士イラストレーターの方が、1年丸ごと備えよう季節の防災、第3回として、これから冬に向けては寒さ対策グッズが重要になるよ！3.11東日本大震災当時は寒くて大変だったと漫画で啓発されております。

今、日本は、四季が暑い夏と寒い冬の二季化している状況だと言われております。発災はいつ起るか分かりません。日頃から災害に備えておくためにも、これからは寒暖差に対応した防災服が重要だと考えます。また、帽子のサイズ調節機能、安全靴の軽量化や柔軟さも防災区民組織の活動を高めるためにもリニューアルを強く要望します。区のご見解をお伺いします。

また、各種障害者団体から、総合防災訓練の参加について要望をいただいております。昨年の訓練では手話通訳者の方が配置されており、前向きな取組だと考え、さらに改善を求める。インクルーシブ防災、誰一人取り残さない防災、障害者の方が防災訓練に参加することの理解、普及啓発も含め、強く要望します。区としての取組、また、今後の方向性をお示しください。区のご見解をお伺いします。

この質問が地域の方の笑顔と幸せにつながるように、これで私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 えのした正人議員の一般質問のうち、障害者福祉についてお答えします。

デジタル技術の進歩により、スマートフォンやタブレット等の端末は障害者の日常生活の支えとなつておりますが、これまで国は制度の対象外となっていました。このたび、国から「日常生活上の困難を改善するためのアプリケーションを稼働させるために、同時に端末を支給する場合は対象となり得る」との見解が示されたことを受け、視覚障害者の方が日常生活を円滑に送ることができるよう検討をしてまいります。

「昨日、デフリンピック、ハンマー投げでみんなで一緒にサインエールで盛り上りました」（手話）。手話施策推進法については、法の趣旨や内容についてホームページ等で周知するとともに、子ども・区民・事業者向け手話講座やイベントでの手話体験等を充実させ、デフリンピックのレガシーとしても手話を日常的に学べる環境を整備してまいります。

また、来年度、手話言語条例制定5周年を迎えることから、節目に当たり、記念事業の実施を検討しております。今年のデフリンピックで醸成した機運を決して絶やすことなく、より一層手話についての理解を深めていただく機会となるよう取り組んでまいります。実施に当たっては、障害者団体等と意見交換をしながら進めていくとともに、手話を必要とする人が安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、引き続き手話に関する施策を総合的に推進してまいります。

[伊崎教育長登壇]

○伊崎教育長 私からは、教員と図書館に関するご質問にお答えいたします。

教員不足については全国的な問題となっており、喫緊の課題であると捉えています。品川区におきましては、欠員補充等のための都費時間講師に加え、会計年度任用職員として、教員に代わって単独で教科指導を行うことができる区費講師を配置し、各校における教育活動の充実と教員の負担軽減に取り組んでおります。

交通費の支給につきましては、スクールサポートスタッフやエデュケーションアシスタントについては支給をしておりますが、区費講師については交通費相当分を時給に組み込む形として、ほかの会計年度任用職員に比べ高い報酬額を設定してまいりました。しかしながら、現状として区費講師が充足できていない実態があることを踏まえ、今後は人材の一層の安定的な確保や、より優秀な講師の採用に向け、区費講師への交通費の支給について前向きに検討を進めてまいります。

次に、学校のカスタマーハラスメント対策についてです。保護者・地域と学校が良好な関係を築き、教職員が安心して職務に励むことができる環境を整えることは、大変重要であると認識をしております。教育委員会では、保護者からの要求に学校が適切に対応できるよう、教育訟務員や学校トラブル対応の専門家への相談ができる体制を整えるとともに、必要に応じて担当職員や指導主事が面談に同席するなどの支援を行っております。

今年8月に文部科学省から学校と教師の業務の3分類の中で、保護者等からの過剰な苦情や不当要求等の学校では対応が困難な事案への対応については、学校以外が担うべき業務に分類するという改定案が出され、都においても、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議の中で、保護者等との面談の回数に応じた対応方法や、録音を原則とする記録の実施などのガイドラインの骨子を発表しました。区教育委員会といたしましては、都のガイドラインを参考に、区立学校向けのガイドラインの作成や学校問題解決のための支援体制の構築について検討をしてまいります。

続いて、図書館の利便性向上についてのご質問に対してもお答えいたします。公共図書館において社会の変化に応じてデジタル化を進めることは、運営の効率化につながるとともに、利用者の利便性の向上に資すると考えております。現在、インターネットでの予約やスマホを利用したデジタルカードの導入、盗難防止用のBDSゲートの設置などを行っております。ご指摘の自動貸出機につきましては、各資料へのICタグの貼付を含め、システム改築や施設整備などを行う必要があることから、段階的な導入の検討を進めてまいります。

旧荏原第四中学校に整備する施設を含めたこれから区立図書館につきましては、区民の方の利便性向上を図っていく中で、ご提案の自動貸出機の導入や予約図書自動受取機・自動返却機の整備をはじめ、ソフト・ハード両面における機能強化についても幅広く検討をしてまいります。今後も引き続き様々な図書館の利用者の視点に立ちデジタル機器の導入を進め、よりよい図書館運営に努めてまいります。

[七嶋災害対策担当部長登壇]

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、災害時の重機に活用についてです。発災後は人命救助が最優先され、緊急車両が通行するルートを確保するため、道路啓開が必要になります。また、復旧活動において大量に発生した災害廃棄物や瓦礫の早期撤去などで多くの重機が必要になります。区といたしましても、災害発生後、迅速に重機を確保することは重要であると認識しており、複数の重機レンタル事業者と災害時協力協定を締結しております。公共施設の建設現場における重機の活用につきましては、建設事業者とリース・レンタル事

業者間の契約もあることから、他自治体の事例等を研究してまいります。引き続き国の動向も注視しながら、協定先の拡充も含め、重機の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、防災服のリニューアルについてです。防災服は、地域の防災リーダーとして災害活動に従事する防災区民組織の役員の方に貸与しているものです。着用することで区民から見て防災リーダーとして識別が容易であり、災害活動での受傷防止を目的とした服装になっております。しかしながら、生地や上衣をズボンの中に入れるスタイルから、夏は暑く、冬は重ね着が不便といった意見があると認識しております。特に最近の夏季は猛暑で、熱中症対策の必要性があること、服の生地素材も進化していることなどを踏まえ、生地やデザイン等を見直し、防災区民組織の皆様が災害時に活動しやすく、力を發揮できるよう、帽子や安全靴も含め、防災服の改善について幅広く意見を伺いつつ検討を行ってまいります。

次に、インクルーシブ防災についてお答えします。災害発生時に誰一人取り残さないことは大切と考えております。区としましても、地域の方による障害者への配慮や支援については、しながわ防災体験館での要配慮者避難誘導体験、しながわ品川防災ハンドブックやしながわ防災訓練ガイドによる普及啓発に取り組んでおります。また、地区総合防災訓練においては、手話通訳者を派遣し、聴覚障害者が訓練に参加しやすい体制を取ってまいりました。今後は、あらゆる障害者が訓練に参加しやすい体制整備と障害者の訓練参加に対する地域の方の理解を深める取組を行ってまいります。引き続き障害者の皆様から様々な意見をいただきながら、災害時に安全に避難できるよう取り組んでまいります。

○渡辺議長 以上でえのした正人議員の質問を終わります。

次に、あくつ広王議員。

〔あくつ広王議員登壇〕

○あくつ広王議員 私は、区議会公明党を代表して一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。公明党は本年10月10日、「政治とカネ」の問題に端を発して、平成11年から26年間続いた連立政権に区切りをつけました。それに先立つ平成9年、縁あって私は、当時の新進党の国会議員の秘書となりました。以来、連立政権の樹立にも立ち会い、共に下野した2009年からの3年間も含め、常に連立の現場に身を置いてまいりましたので、感慨深いものがあります。

しかし、与党であれ、野党であれ、公明党は「大衆と共に」の立党精神の下、いささかもぶれることなく中道改革勢力の軸として働いてまいる覚悟です。なお、「中道」とは、右派・左派を「足して2で割った真ん中」という折衷主義を指すのではなく、「道に中（あた）る」、すなわち生命の尊厳に立ち、民衆の幸福と平和の実現を思想の根源に置きながら、問題の本質を突き詰め、対立する意見を超えて、新たな解決の道を探る政治手法を指します。多党化の時代だからこそ、積み上げてきた知見と経験を生かし、真のヒューマニズムに立脚した区民の生活を守る政策、区民の思いに応える改革を目指し、実現していくことをお約束して、質問に入ります。

初めに、ベーシック・サービスと高齢者への物価高騰対策について質問します。

質問の1点目は、ベーシック・サービスと「品位ある命の保障」の確実な実現について伺います。慶應義塾大学経済学部の井手英策教授が提唱するベーシック・サービスの考え方については、区議会公明党としてこれまで何度も取り上げ、区政における具現化を求めてまいりました。これから日本が目指すべき将来像として公明党が掲げる2040ビジョンでは、医療や介護、福祉、教育など人間が生きていく上で不可欠な公的サービスに関して、可能な限り所得制限をなくした上で無償化を目指すベーシック・サービスの考え方を踏まえて取り組むことを宣言しました。

森澤区長は、本年の施政方針において、「人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供する、換言すれば、弱者を救うのではなく弱者を生まない、こうした社会の仕組みを築いていかなければならない。自己責任の社会から分かち合い、満たし合いの社会への転換」を述べられ、これはベーシック・サービスの考え方と軌を一にすると答弁されました。

森澤区長が就任されてから約3年、ベーシック・サービスに例示される、区民生活の基礎となる医療・教育・子育て・高齢者福祉・障がい者福祉等の政策分野に関して、所得制限なく無償化を進めた行政サービスを年度ごとにお示しいただくとともに、それぞれの予算と総額を教えてください。

井手教授は、また、ベーシック・サービスとともに、車の両輪として、やむを得ない事情で働けない人には、屈辱を与えることなく、尊厳を守りながら「品位ある命の保障」、すなわちディーセント・ミニマムを行うことも提唱し、例として生活保護の拡充を挙げています。

第3回定例会公明党の一般質問で、生命の危機に及ぶ猛暑の中、故障したエアコンの買換えができず、大変苦しい思いをされている生活保護受給者からの訴えを紹介し、エアコンの設置および買換え制度の創設を求めたところ、福祉部長が、生活保護受給者および住民税非課税世帯を対象としたエアコン設置・買換え助成制度について検討を開始すると答弁しました。まさに「品位ある命の保障」であり、高く評価するとともに、ディーセント・ミニマムとして制度設計を早急に詰める必要があると考えます。

設置に必要となるエアコン本体購入費用と工事費用の平均価格を把握した上で、万が一にも対象者が助成額が足りないから設置や買換えを断念するとならないように、制度の検討に至った趣旨を踏まえ、全額助成を求めるが、ご所見を伺います。また、気候変動により6月には猛暑となることを踏まえ、「品位ある命の保障」を確実に実現するため、来年、同じ苦しみを味わうことのないよう、対象の明確化、申請手続の簡素化など購入と設置が円滑に進むよう、設置・買換え助成制度をできるだけ早く構築し、開始することを求めるが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、物価高騰対策として、高齢者の介護保険料の減免等について伺います。品川区はこの3年間、区民の声と議会での議論に敏感に反応し、驚くべきスピード感を持って、多岐にわたる行政サービスの無償化、そして所得制限撤廃を推し進め、区内外から高い評価を受けています。一方で、ベーシック・サービスの例示において、品川区が着手していない分野として介護があります。公明党は、子どもから高齢者まで全世代型の社会保障を考えるに当たり、これまで品川区が推進してきたベーシック・サービスの残されたピースが介護分野だと考えます。

本年4月、公明党品川総支部として、森澤区長へ物価高騰から区民生活を守る支援を求める緊急要望として4項目を申し入れ、そのうちの3項目については、スピード感を持って補正予算に反映されました。しかし、残る1項目、高齢者支援として介護保険料の減免については、第2回定例会の一般質問で確認したところ、自治事務ではあるものの、国の制度の面から難しいとの答弁でした。もとより、この数年にわたる物価高騰で、食料品、電気、ガス、ガソリン等日常生活に必要な全ての価格が高止まっており、特に少ない年金、また無年金者の高齢者にとっては、生活、健康、生命が脅かされる重大な局面にあります。

そういう中で、本来であれば、生活の基礎である行政サービスとしての訪問介護、デイサービス、あるいはショートステイ等の施設サービスの利用を控えざるを得ないという厳しいお声も聞こえてきます。今こそ介護のベーシック・サービスに踏み切るときです。介護のベーシック・サービスに係る区長の認識を伺います。そして、物価高騰に苦しむ高齢者のために、介護サービスの負担軽減に踏み切るご

決断を求めるますが、ご見解を伺います。

次に、これから子ども食堂とその支援の在り方について、質問します。

質問の1点目は、品川区における子ども食堂の実態について伺います。本年2月の発表によれば、2024年の全国の子ども食堂の数は1万867か所と、初めて1万か所を超えるました。品川区では、10年前の平成27年、北品川にオープンした「クロモンこども食堂」を第1号として、増減しながら、現在39か所が開設されています。品川区は、子ども食堂の実践者が交流し、相互の活動を充実させることを目的として、子ども食堂ネットワークを設立し、事務局を品川区社会福祉協議会に設置しています。設立以来、ネットワークの職員は、共に汗をかき、苦労しながら伴走してきた結果、過度な役割を押しつけるようなことはせず、現場の思いに寄り添う制度の構築と運用をされてきたと、実践者からは高く評価されています。

品川区の39か所の子ども食堂の実態として、飲食店、社会福祉法人、宗教法人など運営母体の属性別にお知らせください。また、区および社会福祉協議会としてどのような支援を行っているのか、予算規模も含めてお知らせいただくとともに、子ども食堂の存在について区はどのように認識、評価しているのか、お示しください。

質問の2点目は、これから品川区の子ども食堂の在り方と支援について伺います。急速な全国への子ども食堂の広がりの端緒は、2012年、大田区の近藤博子さんが、子どもが1人でも来られる食堂を縮めて、「こども食堂」と名づけ、「だんだんワンコインこども食堂」を始めたことだと言われています。しかし、本年9月の朝日新聞のインタビュー記事で、名づけ親である近藤さんが13年続けてこられた「こども食堂」の看板を4月で下ろし、これまでどおり食堂は開催しつつも、その名称を使わないと宣言したことが波紋を呼んでいます。私自身もこの間、近藤さんのお話を何度も拝聴し、個人的にも様々なご示唆をいただいていたので、衝撃を受けています。

その理由として、近藤さんは、概略次のように述べておられます。「数が増えるのと並行して、意図せぬところで子ども食堂に求められる役割が増えていき、『貧困対策』、誰もが通える『居場所づくり』や『地域のプラットフォーム』とされ、『子ども食堂はみんなの食堂』というテレビCMまで流れようになった。役所が閉まっている夜中や休日に「死にたい」と連絡が来ることもあり、何とか対応しているが、どう考えてもボランティアの域を超えてる。私たちは行政の下請ではない。国はいつまで善意のボランティア団体にやらせるつもりなのか。子ども食堂の数や利用者を増やすことが目的になっているような大きな流れから距離を置き、立ち止まって考えたい」。

先日、品川区の子ども食堂の実践者3人と数時間にわたり懇談しましたが、近藤さんの訴えに強く共感されているとのことでした。先駆者である近藤さんが勇気を出して問題提起し、実践者も共感する。行政の下請化という指摘や、行政は子ども食堂の支援にとどまるのではなく、その根本にある、例えば親の就労環境の改善、孤立の解消等にもっと取り組むべきだと指摘をどのように受け止められるか伺います。また、子ども食堂のボランティアの善意に頼る限界をどのように認識し、区としてどこまでの役割を期待しているのか、お示しください。

懇談の中で、全国的な課題として、最近では、「子ども食堂」という強力な信用力、ブランド力を利用して、他の活動や生業と組み合わせて宣伝したり、物品の販売を行うような動きもあり、無意識、悪意かは問わず、なじ崩し的な変容の萌芽があること、また、新規開設を考える人がまず助成金が幾らもらえるのかとの質問から始まる事例が増えていることへも危惧を抱いているとのことでした。また、行政の子ども食堂支援メニューの中に学習支援や居場所づくり、多世代交流など、子どもにご飯を食べて

もらうこと以外の機能を入れ込んでいくこと自体が、こうした変容や誤解を生む要因になりかねないとのご指摘もありました。

そして、子ども食堂を国や行政の下請や寄附金・助成金集めの手段として利用されたくない。現場の思いとは異なるところで、「地域のプラットフォーム」や「みんなの食堂」などと勝手に機能を追加することはやめてほしい。ただおなかをすかせた子どもにおなかいっぱいご飯を食べてもらう場所であり続けたい。近藤さんと力を合わせて本来の子ども食堂を取り戻したいと語っておられました。

品川区で子ども食堂が産声を上げて10年。その存在や支援の在り方について分岐点に来ていることを皆様も感じています。区内の子ども食堂とじっくり意見交換と議論を重ね、言うなれば「品川流子ども食堂」の考え方を確立した上で、行政として責任を持って改めて子ども食堂の在り方を明確にしていく必要があると考えますが、ご所見を伺います。また、行政の支援については、まずは子ども食堂本来の姿とも言える子どものおなかを満たすことを基本に据え、誤解を招かぬよう、その他の機能への支援を支援パッケージに入れ込み、明確に切り分ける必要があると考えますが、ご所見を伺います。

次に、「東京ミドル期シングル」の課題について、質問します。

質問の1点目は、品川区のミドル期シングルの実態と政策対象化について伺います。ミドル期シングルとは、35歳から64歳のいわゆる中年・壮年期のひとり暮らしの男女を指します。なお、この場合の35歳は、未婚から結婚へ移行する行動が弱まる境の年齢とされています。本年10月、東京区政会館で、宮本みち子放送大学教授を講師として開催された特別区議会議員講演会、「ミドル期シングルの社会関係と行政の課題」を受講しました。特別区長会調査研究機構のプロジェクトとして、2年にわたり特別区のミドル期シングルの実態調査の成果をまとめた内容です。

全国の未婚ミドル期シングルは、1980年の35万人から2020年の326万人へと、40年間で約10倍に増加しました。首都圏、その中でも特に東京23区が顕著に増加し、2020年時点でシングルがミドル期人口の約3割を占めており、今後さらに上昇する見込みです。主な背景として、その約半数は、仕事を求めて地方や郊外から区部へ流入し、一人暮らしを始めた若い世代に、晩婚化ではなく未婚化が進んだことが挙げられます。

行政サービス的観点から見て、これまで高齢期シングルと比較して、ミドル期シングルは属性的に問題があるとは考えられておらず、対象とする政策は不在でしたが、研究によって非常に重たい社会的・行政的課題が存在することが明らかになりました。まず、社会的孤立、見守り支援の空白で、悩みがあるても相談する先がなく、社会的ネットワークは希薄なため、健康悪化、鬱、自殺リスクの増大が深刻です。また、生活費や住宅費を1人で負担するため、低所得層では経済困窮の課題があり、貯蓄や老後資金に不安を抱える人が多くいます。

特に、現在50歳から54歳に当たる団塊ジュニア世代のミドル期シングルは、就職氷河期世代で今なお雇用が不安定な人が多く、10年後から20年後、高齢期への移行期に生活保護受給世代が急増するおそれがあります。また、持ち家率は親世代より大きく低下しており、安心して長く住み続けられる住まいがなく、今後、家賃上昇や所得低下が影響することで、家賃支払いが困難となる大きな不安要素があります。

本研究は、特別区長会の機関によって実施されたものですが、ミドル期シングルの課題を品川区としてどのように認識しているか伺います。また、実態として、品川区における高齢者を含む全世代の一人暮らしの方の人数と全人口に対する割合、ミドル期シングルの人数とその年代における割合、また、品川区の全人口における割合についてお示しください。そして、就労世代の納税者としての比重も相応に

大きいことから、今後はミドル期シングルの存在を矮小化せず、政策対象として改めて認識する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

質問の2点目は、品川区のミドル期シングルのニーズ調査と支援について質問します。ミドル期シングルの増加は、将来的に高齢単身世帯の急増へとつながるとともに、今後の地域社会や福祉施策に大きな影響を与える課題であり、早期に実態を把握し、所管を超えて支援体制を整えていく必要があると考えます。

今後、区内のミドル期シングルのニーズ調査を実施し、生活実態、健康、就労、地域との関係などを丁寧に把握しながら、意見や支援ニーズを明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そして、不安を抱えながらも、相談先のないミドル期シングル向けに特化した、例えばファイナンシャルプランナーによるライフプランの作成や資産形成の相談、専門家による住まい・医療・生活・就労の相談など、セミナー等の開催を検討していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

講演の中で、結婚を奨励するという政策はもはや機能せず、従来の家族機能は失われていくので、今後は家族の代替機能として、行政、民間、区民による多様な「弱い紐帯」、つまり、緩やかな結びつきを強化すべきとの提言が示されました。一方で、調査では、ミドル期シングルは、町会・自治会など地域コミュニティの活動に関心があるものの、まずその入口が分からぬとのことでした。また、役割のない個人から多様な役割のある個人への転換を提言し、例えば学校の部活の指導・手伝い、ファミリーサポート事業の提供会員から子育て経験の有無という要件の撤廃などが例示されています。

一定の人口を占め、今後増加するミドル期シングルが緩やかな結びつきを求めて、町会・自治会など地域コミュニティの活動に参加を求める場合に備えて、町会加入促進の観点からも、品川区のミドル期シングルの現状について区民へ周知し、まずはお互いの理解を深める工夫や取組を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、品川区の公共工事の在り方について、質問します。

質問の1点目は、入札不調対策と設計・監理業務における柔軟な契約変更について伺います。全国で公共工事の入札が調わない「不調」で、公立小中学校の校舎の改築や新設が予定どおり実施できない事態が相次ぎ、都内の複数自治体でも事業者が見つからず、計画を延期したり、見直す事態に陥っています。例えば、東大和市の小学校改築工事では応札業者がなく、2度目の入札では上限額を10億円以上も引き上げたにもかかわらず契約に至らず、市は計画の再検討を表明し、建設スケジュールも白紙となりました。

品川区においても本年10月、鈴ヶ森小学校改築工事の入札が不調となり、本定例会で審議予定の補正予算案には新たに4,550万円が増額計上されています。公共工事の不調では、老朽化した学校や福祉施設、道路等が更新できず、行政計画や工期、開設時期に見直しが生じることで、区民サービスや防災の面へも影響が出て、行政への信頼低下にもつながります。鈴ヶ森小学校改築工事の入札不調の原因と対応をお示しください。また、公共工事の入札の現状について、今後の見通しと認識を伺います。

そして、今後の入札不調対策として、まずは建築資材や労務単価の不断の見直しによる適正な見積りによる予定価格の設定と、事業者に対し、状況に応じて機動的・積極的なスライド条項の適用や、工期の柔軟な延長に応じる姿勢を強く示す必要があると考えますが、ご所見を伺います。

本定例会には、公共工事の契約変更と専決処分の議案が10件以上提案される予定です。これは、契約締結後に賃金や物価水準の変動額が一定の割合を超えた場合、建設事業者から請負代金の変更を請求するスライド条項の適用等によるものです。一方で、工事の設計・監理委託業務に関しては、国交省の労

務単価の設定や改定はありますが、品川区では契約変更は行われていません。

最近の学校改築の工期は6年、先月着工した新庁舎建設でも4年の工期となる長期プロジェクトでは、一、二年後の人件費の上昇幅は先の読めない状況であり、設計・監理事業者はより利益率の大きい民間工事を優先し、公共工事への参入をちゅうちょするというような意見も伺います。2024年度の契約変更の件数と引き上げた予算の総額をお示しください。また、長期プロジェクトの設計・監理業務についても中間協議による再評価を行い、金額を段階的に見直すなど、設計者・監理者が安心して公共工事に参画できる環境を整備する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、荏原第四中学校跡地整備の事業手法について質問します。荏原四中跡地の整備計画において示された事業手法として、23区初となるPFI・BT方式を採用した、図書館を中心とした超複合施設が計画されています。一方で、同方式は、採算性や複数の企業体で特別目的会社SPCを組成するハドルの高さから、事業者が手を挙げにくい事業方式と伺っています。

現在、サウンディング調査を実施していますが、参加した企業の同手法に対する意見や参画意向の状況を伺います。また、竣工後も長期間にわたって図書館や体育館など各施設への絶え間ないメンテナンスが必要であることを考慮すると、やはり地元企業の参画を加点評価に含めるとともに、前述したような建設業を取り巻く厳しい環境に配慮した適正な予算額の積算や柔軟な工期の設定を行う必要があると考えますが、ご所見を伺います。

以上で公明党を代表して的一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 あくつ議員の一般質問のうち、ベーシック・サービスと高齢者への物価高騰対策についてお答えします。

品川区ではこの間、ベーシック・サービスとして示される「人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービス」として、医療・教育・子育て・高齢者福祉・障害者福祉など多岐にわたる分野にて、サービスの無償化や所得制限撤廃を推し進めてまいりました。子どもから高齢者まで、全世代の誰もが生活の基礎となる行政サービスに権利としてアクセスできる、こうした社会を目指していくという意味で、介護分野も重要であると考えております。

介護保険に関しましては、国が定める法律に基づき運用がなされていることもあり、様々な制度上の制約がありますが、一方で、現下の物価高の影響により、本来利用すべき介護サービスを使い控えざるを得ないといった事態はあってはならないと考えます。こうした考え方の下、法律や制度上の課題を解消した上で、物価高騰に対応した時限的な措置として、介護サービス利用者の負担軽減に資する方策を今後検討してまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、ベーシック・サービスと高齢者への物価高騰対策に関するご質問のうち、無償化した生活の基礎となる行政サービスと公共工事の在り方についてお答えします。

令和5年度は、高校生等医療費助成で約2億7,000万円、区立学校・特別支援学校における学校給食で約13億4,000万円、第2子の認可保育施設保育料で約4億7,000万円を無償化し、保育料の歳入への影響額を含め、総額は約21億円で、うち特定財源は約6億3,000万円になります。

次に、令和6年度は、高齢者インフルエンザ定期予防接種で約2億6,000万円、男性へのHPVワクチン予防接種で約1,900万円、区立学校・特別支援学校における補助教材費で約5億5,000万円、第2子の認可外保育施設等保育料助成で約1億5,000万円、高齢者および障害者の救急代理通報システムで約

5,600万円を無償化し、総額は約10億円で、うち特定財源は約2億円となります。

次に、令和7年度は、区立中学校、義務教育学校後期課程および特別支援学校における修学旅行費で約1億4,000万円ならびに標準服購入費用で約1億円、第1子の認可保育施設保育料で約7億円、第1子の認可外保育施設等保育料助成で約1億円、午後5時までのすまいるスクール利用料で約1,500万円を無償化しました。

また、終活支援パッケージ事業助成で約800万円、認知症高齢者用G P S端末機の月額基本料金で約700万円、障害児通所支援等利用者負担で約7,500万円、介護タクシー利用料で約4,000万円を無償化し、保育料など歳入への影響額を含め、総額は約12億円で、うち特定財源は約8億1,000万円となります。

次に、品川区の公共工事の在り方についてお答えします。

初めに、鈴ヶ森小学校改築工事の入札不調についてですが、原因は、建設資材および労務単価の上昇に伴い、予定価格と応札額に乖離が生じたことと分析しています。再入札に向けては、市場動向の再調査などを通じ、工事費を改めて精査いたしました。また、鈴ヶ森小学校の改築工事の工期については、学校運営に支障が生じることのないよう施工方法等を工夫し、遅延防止に努めてまいります。

次に、公共工事の入札の現状と今後の見通しについてです。これまでの制限付き一般競争入札および指名競争入札を実施した工事のうち、入札が不調となった割合は5%程度で推移してきましたが、今般、区においても大型契約が不調となりました。これらの原因である建設資材と労務単価の上昇はいまだに続いており、今後も予断を許さない状況にあると認識しています。

次に、入札不調対策です。区は、予算編成の時点で最新の建設資材と労務単価を用いて工事費用を算出し、さらに、一定の係数を掛け合わせ、資材価格等の上昇に対応できるよう措置を講じています。また、実際に工事を発注する段階においても、最新の建設資材と労務単価により予定価格を設定するなどの対策を講じています。あわせて、契約後、工事期間中においても、物価水準等の変動に応じて、インフレスライド条項の適用や工期の延長を検討するなど、入札不調の防止に努めているところであります。

次に、令和6年度のインフレスライドによる契約変更の件数と予算総額ですが、議会の議決に付します予定価格1億8,000万円以上の工事では17件で、引き上げた契約額の総額は約11億6,000万円となります。また、長期プロジェクトの設計・監理業務については、現在、工事請負契約におけるインフレスライド条項のような制度はありませんが、他自治体の事例等を踏まえ、設計者や監理者が参画しやすい環境の整備に努めています。

次に、旧荏原第四中学校整備事業についてです。サウンディング調査は、本年6月から7月にかけて本事業の市場性の有無や民間事業者の意向等を把握し、P F I事業における適切な公募条件を定めるために実施し、延べ28事業者から意見をお聞きしました。事業者からは、公共施設の複合化の事例が増えており、本事業のコンセプトはP F I事業に適しているなどの意見が多く出されたことから、本事業に対する参画の関心は高いものと受け止めています。

また、事業者公募に当たっての審査基準については、地元企業の参画に対する評価も含め、他自治体の事例も参考にしながら検討を進めていくとともに、事業費や工期の設定についても、社会情勢を踏まえつつ、効果的・効率的な整備に向けて引き続き努めています。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、生活保護世帯等へのエアコン設置および品川区のミドル期シングルについてお答えします。

初めに、生活保護世帯等へのエアコン設置についてですが、現在、市場調査等の情報収集を進めてお

り、本体価格と設置費用について、自己負担なく購入できる助成額を算出しているところです。対象者はエアコンを所有していない生活保護受給者および住民税非課税世帯とし、一定の使用年数等を条件とした上で、故障による買換えも対象とする方向で検討を進めています。今後は、要綱等の規定整備や区内販売店等との調整を行い、来年5月の連休を目途に助成事業を開始できるよう、対象者の申請手続の簡素化も含め、入念に準備を進めてまいります。

次に、ミドル期シングルに関するご質問にお答えします。ミドル期シングルが抱える課題についてですが、地域社会や人との関わりが希薄化し、社会的に孤立する人が増えることで、精神的・肉体的な健康を損なうリスクが高まるほか、悩みを相談する先がなく、孤独・孤立問題が深刻化しやすいことが挙げられます。ライフスタイルや価値観の多様化により非婚化が進み、単身世帯は年々増加傾向にあります。孤立したミドル期シングルがそのまま65歳以上の単身高齢者となれば、医療、介護などの給付費の増加や孤立死へつながることが懸念されます。

次に、品川区におけるミドル期シングルの実態についてですが、令和7年1月1日現在、区の総人口は41万2,786人、うち1人世帯は14万1,336人で、割合としては34.2%です。また、ミドル期シングルについては若干年齢層は広がりますが、30歳から65歳未満までの人口は21万5,015人、そのうち一人世帯は7万4,982人であり、その年齢層に占める割合は34.9%、総人口に占める割合は18.2%です。

区は、全ての区民の不満や不安などの「不」を取り除き、未来に希望の持てる社会をつくるべく様々な施策に取り組んでおり、ミドル期シングルが抱える「不」を把握し、それに対し、行政として何ができるか、何をすべきかを考えいかなければならないと認識しております。そのため、今年度より、世代を問わず誰もが身近な地域で相談できる体制を整備し、必要な支援につなげられるよう、支え愛・ほっとステーションの相談対応を全世代に拡充し、重層的支援体制の強化を図っているところです。

次に、ミドル期シングルのニーズ調査と支援についてです。ミドル期シングルにおける社会的孤立・見守り支援の空白といった課題については、区が取組を進めている孤独・孤立対策推進事業で、24時間365日無料・匿名のチャット相談や専門家によるオンラインカウンセリングにより、世代・属性・相談内容の分析等と併せて対応しているところですが、それ以外にも健康・就労・経済・住宅等、多くの課題やニーズが想定されることから、講演会の開催や対象者層へのアンケートなどを通じて、まずは実態把握の方策等について検討してまいります。

次に、地域コミュニティ活動への参加についてです。当講演会における宮本教授の提言である「地域のゆるやかな結びつき」は、地域コミュニティの中心である町会・自治会による地域活性化と目指す方向性は同じものであるとの認識です。引き続き、地域活動に関心のある方々に対して、町会・自治会活動への入口を分かりやすくご案内するとともに、町会・自治会に対しても地域における様々な方々との「ゆるやかな結びつき」を促せるような周知を検討してまいります。さらに、区では、地域で活動の場を求める方と地域コミュニティが交流し、理解を深めていくよう、今年度、八潮地区で実施する「おとなりんく」などのイベントを通じて、住民同士が交流できる機会を創出していきたいと考えております。

[佐藤子ども未来部長登壇]

○佐藤子ども未来部長 私からは、子ども食堂に関するご質問にお答えいたします。

初めに、運営母体についてです。現在、多様な団体が運営に携わっており、飲食店が9件、社会福祉法人が2件、宗教法人が7件、地域のボランティアが9件などの状況です。区および社会福祉協議会による支援は、備品整備、食材調達、運営に関する助言など、活動基盤の支援を中心に行っております。

今年度の予算は、前年度比30%増の約4,300万円となっており、支援の充実を進めております。区は、子どもの食堂を「子どもが一人でも安心して利用でき、おなかを満たすことができる食堂」と認識し、ボランティア精神に基づく自主的な活動として評価しております。

次に、社会課題への対応等についてです。親の就労環境改善や孤立解消といった社会課題への対応は、行政の役割と認識しております。区では、就労や自立、生活支援など多角的なアプローチで支援を必要とする家庭や子どもたちへの取組を進めており、今後もその充実に努めてまいります。

子ども食堂のボランティアの善意に頼る限界については、運営者の負担増加や活動の持続可能性の観点から認識しております。区としては、子ども食堂に対し、食事提供を通じた子どもの居場所づくりという本来の役割を期待しております。行政の下請化や過度な負担を避け、子ども食堂の自主性を尊重しつつ、活動基盤の整備など必要な支援を行い、地域コミュニティの一員として協働関係を築いてまいります。

次に、運営者との意見交換等についてです。区は、運営者との対話を重視し、子ども食堂ネットワーク会議等を通じ、課題や運営について意見交換を重ねております。「品川流子ども食堂」の確立に向けて、運営者の自主性を尊重し、行政としての適切な関与を含め、その在り方を検討してまいります。

最後に、品川流の支援についてです。子ども食堂の本質的な役割である「子どものおなかを満たす」ことを最優先に考えることは重要と認識しております。国の支援パッケージに含まれる学習支援や多世代交流については、子ども食堂の本来の目的が「子どもの家庭状況によらない食事の提供」であることを踏まえ、各子ども食堂の実情や運営者の意向に応じて、別枠での支援として検討してまいります。これにより、子ども食堂の本来の目的を明確にしつつ、多様なニーズに対応できる支援体制を目指してまいります。今後も、子ども食堂運営者のご意見を伺いながら、区として子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくりに努めてまいります。

○あくつ広王議員 それぞれご回答ありがとうございました。自席より再質問させていただきます。

真摯かつ前向きなご回答だったと思います。区長からは、品川区のベーシック・サービスにおいて、介護分野も重要なベーシック・サービスの分野が重要であるという私どもと共通のご認識をいただきました。制度上のハードルはあるものの、物価高騰に苦しむ介護サービス利用者への時限的な措置として、負担軽減に資する方策を検討してくださるとの力強いご回答に感謝をしたいと思います。これは意見ですので、答弁は結構です。

先ほどもありましたが、私も最初に冒頭で決意を述べさせていただきましたけれども、やはり品川区政において、区民不在の根拠のない感情論とか、攻撃のための攻撃とか、批判のための批判ではなくて、何のための、誰のための区政、政治なのかということを決して方向を見余すことなく、これからも公明党は、区長、そして区議会と共に、そして区職員と共に、何よりも区民の思いに応える区政を共に進めてまいりたいと願っております。これも意見です。

1点だけ再質問です。先ほどのミドル期シングルのところは、今回の調査と品川区の34.9%という、まさに本当にかぶっている。若干対象年齢が品川区のほうが多いですけれども、その点に関してこれからアンケートも行っていただくということでしたが、せっかくそういう区長会の機関とも連携してやれることでもありますので、どういったアンケートが効果的なのか。これは質問の幅が少し広がってしまうかもしれませんけれども、しっかりとそこと連携して、効果的なアンケートを行っていただきたいと思いますが、ご回答ができる範囲でお願いします。

[寺嶋福祉部長登壇]

○寺嶋福祉部長 ミドル期シングルに関する再質問にお答えいたします。

ミドル期シングルに関する課題につきましては、品川区のみならず、ほとんどの自治体が、これまで課題として認識をすることは恐らくなかったんだろうと、このように考えております。今回、特別区長会の調査研究等でこういったことが浮き彫りになりまして、品川区としても大変重要な課題であると、先ほど答弁したとおりでございます。

今後、アンケート等も含めて、まずどういった課題なのか、どういった層にアプローチをすればいいのか、まずここから、一から始めなければいけないという大変大きな問題だと思っておりますので、その辺も含めて各種連携を図れるところと協力しながら、銳意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺議長 以上であくつ広王議員の質問を終わります。

次に、須貝行宏議員。

[須貝行宏議員登壇]

○須貝行宏議員 無所属、須貝行宏の一般質問を始めます。

質問の前に一言申し上げます。戦争や、紛争や災害などで亡くなられた方々に対し、心から哀悼の意を表します。そして、その被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

では、質問に入ります。1つ目の質問は、苦しい生活。区長、職員、議員等の給与が令和7年4月から年30万円以上も増えるのは多過ぎだ。

日本経済は、インフレ状態で、物価は4年間毎年上がり続けている上に、安定する兆しは全くありません。そのため、多くの国民や企業は、家計や経営はますます苦しくなっています。特に暮らしや経営に必要な食料品、生活必需品や企業物価の値上げが続く一方で、不動産価格は急遽し、光熱費、燃料費も高止まりしています。値上げ幅は主に2割から3割ですが、中には5割から10割以上のものもあるため、預金などの蓄えを切り崩し、食べる量や質を減らし、病院通いを減らし、暖冷房を節約したりするなど、長引く物価高騰は多くの国民を苦しめています。

特に低・中所得者層に位置する年金暮らしの高齢者、非正規雇用のアルバイト、多くの中小企業労働者、個人事業主や介護、看護、保育、幼稚園等の従事者は所得も増えず、物価高で苦しんでいます。ご存じのとおり、2025年時点での平均年収は、中小企業が約450万円、大企業が約670万円ですが、品川区職員の平均年収は約690万円です。大企業の方より約20万円高く、中小企業の方より約250万円も高いのです。年間物価上昇額の10万円なら分かりますが、年収が30万円以上の増額は増え過ぎです。苦しい生活の中で支えられる区民の所得が増えないのに、支える側にいる区長、職員、議員の給与が30万円以上の増額は多過ぎではありませんか。お答えください。

2つ目の質問は、円安で国民は財産が減り貧しくなっている。所得が増えない低・中所得者層にもっと支援をするべきだ。

物価は4年間上がり続けている日本経済はインフレ状態にあります。インフレの例を挙げますと、以前は1ドルのものを100円で買ったものが、円安で今では1ドルのものを150円で買うため、価格は5割も高く買うことになります。逆に外国から見れば、日本製品を安く買えるため、生活が楽になります。日本では、円安で輸出企業とバブルで不動産関連企業が潤っています。その中で、食料、エネルギー、原材料など、ほとんどのものを世界から輸入に頼っている日本においては、円安のため輸入品を高く買うことになり、輸入大国の日本人は大損していると同時に貧しくなっているので、国民が生活するために必要なあらゆるものが値上がりし、家計に与える負担は年々大きくなっています。

また、円の価値が下がったということは、国民の資産が減ったということになります。すなわち、今まで1万円で買えたものが今では1万3,000円で買うことになったり、今まで6,000万円で買った住宅が今では1億2,000万円もするようになったりしたことです。ただし、今のところ一律に値上げされていないのは、国内で生産しているものや、国内企業の努力によりあまり値上げされていないものがあるからです。その理由は、大半の国民所得が増えていないため、あまり値上げすると消費者が買い控えをして売上げが落ちてしまうことが、企業が警戒している要因です。

今、国民の財産が減り貧しくなったため、消費が落ちている産業は、百貨店、外食、各種商品小売業などですが、特に高額消費品等や嗜好品分野で節約志向が強まっています。外食を控えたり、客単価、来店頻度が減少したり、家具、雑貨、贈答品などの非必需品分野で消費が減少するなど、明らかに消費者が買い控えや安価な代替品へシフトしています。庶民のスーパーでは、特売や値引き商品を出して消費を喚起しています。

消費者の支出額は、年間平均で毎年約8万円から10万円増えているので、所得が増えない低・中所得者層は、預金などの蓄えを切り崩し、食べる量や質を減らし、病院通いを減らし、暖冷房を節約したりするなど、長引く物価高騰は多くの国民を苦しめているだけでなく、中小企業の経営も苦しめています。逆に、ドルの価値は上がるため、外国人は日本に来れば物を大変安く買えるし、観光関連費も割安になるので、世界中から大勢の観光客が日本に殺到していますが、このようなことでいいのでしょうか。

円高のときには、日本から多くの方が海外旅行に行けました。そして、賃金が上がらなくても今より楽な暮らしができてきました。今、日本人は、異常な円安で物価の高騰は続き、資産価値は下がり貧しくなり、苦しい生活を強いられています。中小企業の経営も苦しめています。そんな中、今年も区長、職員、議員等の給与を大幅に上げるなら、特に物価高騰の影響を受けている低・中所得者層の区民に対して、もっと支援をするべきではありませんか。お答えください。

3つ目の質問は、物価上昇を止めない限り賃上げや減税しても暮らしや事業は良くならない。利上げしてインフレを止めるように日銀に提言せよ。

物価高騰対策として、政府、経団連、連合、経済学者、エコノミストは、物価高騰に負けず、経済の発展と国民生活が豊かになるためには、企業が物価高騰を上回る賃上げをすれば、国民生活や経営は改善すると4年間訴え続けてきました。その理由は、国や自治体の後押しと物価を上回る賃上げができれば、家計所得が増加し、暮らしに余裕が生まれ、その余裕分を消費に回せるため、物価と賃金の好循環が生まれ、国内消費が伸びて企業経営は好転し、そして、さらに雇用、生産、消費が生まれ、経済成長につながるからというものです。

しかし、このように4年間実施してきたにもかかわらず物価高騰は止まらないため、暮らしや経営はますます悪化するとともに、所得格差もますます広がっています。また、賃上げした企業は、販売価格にこの賃上げ分を上乗せするため、かえって物価の上昇も招いています。この4年間で分かったことは、賃上げをしても、減税をしても物価が上がり続けている間は、その賃上げ分や減税分は物価上昇分で相殺されるため、いつまでたっても生活や経営に余裕が生まれず、苦しくなるだけでした。

すなわち、物価高騰で生活が厳しくなりました。だから、賃上げをされました。一時的に余裕が生まれました。でも、1年後に所得税、住民税、社会保険料も増えた上にさらに物価が上がったので、また生活が厳しくなってしまいました。この繰り返しがこの4年間続くだけでした。

そして、今、減税論があります。例えば消費税がなくなったりとします。ゼロ%になりました。一時的に生活に余裕が生まれました。でも、1年後にさらに物価が10%以上も上がったら、また生活が厳しく

なってしまいます。その上、もう消費税は下げられなくなってしまいます。ですから、このように物価が上がり続けている間は手の施しようがなく、何も改善できないので、今は物価上昇をやめることを優先するべきです。

そのため、今は金利を上げて円高にして物価を下げれば、国民生活はもっと楽になるはずです。預金利息も生活の足しになります。バブル経済は収束し、不動産バブルである不動産価格の高騰も終わるはずです。このままだとインフレが加速して、大半の区民の暮らしや経営はもっと苦しくなり、行き詰まってしまいますので、早く金利を上げて、物価高騰の連鎖であるインフレを早急に止めるように日銀に提言すべきではありませんか。お答えください。

5つ目の質問は、監査の識見がない上に監査される側にいる議員を、区長はなぜ時給6万円の監査委員に選ぶのか。

監査委員は、人格が高潔で、財務管理等に優れた識見を有する者（議員でない者）と、議員のうちから区長が候補者を選び、議会の同意を得て選任するとありますが、議員は、品川区の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に關し優れた識見を有していません。さらに、議会費の中にある議員報酬、政務活動費などは監査の対象であり、自らが関与する支出を監査する可能性があるため、監査の公正性、中立性が疑われ、議員が監査委員になることは利益相反の疑いも持たれます。

そのため、地方自治法第196条第1項のただし書きには、次のような規定があります。「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」とあり、これは、自治体が独自の判断で議員を監査委員に選任しない方針を条例で定めることができるという意味です。このただし書きは、監査の独立性・中立性を高めるための選択肢として設けられました。実際、この規定を活用している自治体も存在しています。議員の監査委員報酬は月額で18万円、時給だと約6万円。このほかに議員報酬が月額で61万円が上乗せされます。監査の識見がない上に、監査される側にいる議員を区長はなぜ時給6万円の監査委員に選ぶのか、お答えください。

5つ目の質問は、多発する教員の児童盗撮、学校に防犯カメラを設置するべきでは。

教員による児童盗撮事件が相次いで報道される中、学校への防犯カメラの設置の是非が社会的な議論となっています。2023年度には児童・生徒の性暴力や懲戒処分を受けた教員は157人、盗撮を含む性犯罪、性暴力全体では320人に上ります。被害者は主に児童・生徒で、加害者の約99%が男性教員です。教員との上下関係や、先生に逆らえない、被害を訴えられない子どもが多いことを思うと、実際はこの何倍もの教員がいると思われます。

一部の教員による性加害や盗撮は、子どもたちの心身に深刻な影響を与え、教育環境への信頼を根底から揺るがします。被害を受けた子どもは、PTSDや不安障害、鬱症状を発症したり、「自分が悪かったのでは」と自責の念を抱き、自己否定的な思考に陥ることがあります。また、大人や学校全体への不信感が生まれ、孤立やひきこもりになったり、安心して学ぶべき学校が危険な場所と感じられ、登校拒否や学力低下を招いたり、他の教員や学校運営の信頼も損なわれ、保護者との関係悪化につながったりします。さらに、盗撮画像のSNSなどの拡散による二次被害は長期化し、被害児の心に大きなダメージを与えています。

こうした事態を防ぐには、教員の服務規律の徹底、防犯カメラの設置、子どもへの性教育と通報体制の整備が不可欠ですが、特に子どもの安全を最優先に考えるならば、早急に防犯カメラを設置するべきです。防犯カメラの存在が、盗撮や、暴力や、いじめや体罰などの事実確認が容易になることに加え、証拠を残せて不正行為の抑止力になることは明白です。被害の事実確認の難しさや、区内に毎年起きる

いじめの重大事態の解決に現在1年以上もかかる状況を見れば、客観的な記録があれば、早い解決と救済につながったはずです。

確かに、プライバシーの侵害、映像の悪用リスク、設置場所の選定などの懸念点はありますが、事故が起ころうからでは遅過ぎです。被害児の心に大きなダメージを受ける前に、未来ある子どもたちを守ることこそ最優先されるべきだと思います。区長と教育委員会は、防犯カメラを早急に設置して、児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるような対応を取るべきではありませんか。お答えください。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 須貝行宏議員の一般質問にお答えします。

私からは、物価高騰の影響を受けている低・中所得者層への支援についてお答えします。

物価高騰の影響を受けている区民の生活を守り、支えていくことは、区民に最も身近な基礎自治体である区の責務であります。そのため、区は、本年5月の補正予算において、プレミアム付き区内共通商品券およびデジタル商品券のプレミアム率と発行額をそれぞれ25%と6億円に拡大するなど、個人消費の下支えと区内経済の活性化を進めてまいりました。

また、直近の新聞報道等によりますと、政府が取りまとめている総合経済対策では、生活の安全保障・物価高への対応を3本の柱の1つに掲げています。具体的には、重点支援地方交付金を拡充し、自治体にプレミアム商品券やおこめ券の発行を推奨するほか、寒さが厳しい冬の間の電気・ガス料金の支援や児童手当に2万円の実質的な上乗せ、食料品の価格高騰対策として特別枠を設ける方向で検討が行われています。あわせて、政府は、給付付き税額控除の検討を行う考えを示しています。こうした国の動向を注視し、区民生活を下支えする取組を区としても機を逸することなく進めてまいります。

なお、私自身に関しましては、物価高騰で区民の皆様の生活が苦しい中、姿勢を示し、少しでも財源を確保したいという考え方から、就任以来給与の2割カットを引き続き継続して行っているところであります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、特別職の報酬等と議員選出監査委員について、お答えいたします。

初めに、特別職の報酬等についてですが、区長や区議会議員の給料や報酬、期末手当の額は、特別職報酬等審議会の意見を伺い、条例等の改正を行っております。今年度は、10月30日に開催した審議会において、一般職員の増額改定を踏まえ、改定を行うべきとのご意見をいただいたところです。また、一般職員につきましては、例年、特別区人事委員会の給与勧告を踏まえて改定をしているものであります。本年の給料や報酬等の改定は、審議会の意見や人事委員会の勧告を踏まえ、検討を進めてまいります。

次に、議員選出監査委員の選任について、お答えいたします。

区の監査委員制度は、地方自治法の規定に基づき、条例を定め運用をしております。議員選出監査委員は、行政課題について政策的な知見を有しているほか、政策の実効性や妥当性といった視点から監査が期待できるため、議会の同意を得て選任しているものです。なお、監査委員は、協議会以外の調査検討の時間を要し、職務の内容や時間は広範なものであり、職責にふさわしい適正な報酬額として区議会の議決により条例で定めているところです。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、日本銀行への提言についてお答えします。

日本銀行は、法において国の中銀としての自主性・独立性が確保されており、中立的・専門的な

立場から金融政策を判断し、決定しています。そのため、地方自治体が提言を行うべきものではないと考えています。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、教職員による児童・生徒への盗撮防止対策についてお答えいたします。

他自治体において盗撮などの性暴力が多発していることにつきましては、教育委員会として極めて重く受け止めております。教育委員会では、毎年3回服務事故防止月間を設け、この期間に全小中学校が校内研修を実施し、性暴力防止についても重点的に取り扱っております。加えて、毎月の校長・園長連絡会において事故事例を示しながら講話をを行うなど、学校管理職の管理・監督力を向上させることを通じた未然防止を図っています。今後も、こうした取組を継続し、性暴力の根絶に尽力してまいります。

ご指摘の防犯カメラについては、現在、区立学校全てに不審者対策を目的として、1校当たり平均8台程度設置しています。校内への設置につきましては、性暴力の抑止や疑いが生じた場合の客観的事実確認として有効な手段であると認識しておりますが、プライバシー保護との関係などから、設置場所や撮影範囲、映像の管理方法などについて十分な考慮が必要であると考えております。今後、校内への防犯カメラ設置につきましては、他自治体事例を参考としながら、児童・生徒の安全確保と教育環境の両立という観点から検討を行ってまいります。

○須貝行宏議員 自席から再質問させていただきます。

まず、報酬等審議会で決められたからということで、報酬は30万円、議員に至っては40万アップするのは、これはもうそのとおり、何も問題ないんだとおっしゃいます。でも、実際そうですか。ほとんどの人がみんな上がっていいんですよ。給与もボーナスも出でていないところがたくさんある。年金受給者はどうですか。全然収入は増えていないですよ。この方たちは大変ですよ。そこをどういうふうに受け止めているのか。私は、それを思ったら、支える側だけがこうやって自分たちの給与を上げていくというのは、私は何か間違っていると思うんですが、もう一度お答えください。

それから、物価高騰対策は品川区でも取り組んでいます。プレミアム商品券等、様々な支援をしているというお話です。でも、これは区長、一部だけなんですよね。プレミアム商品券はみんなが買えるわけじゃない。一部の人しか買えない。それでやっている。違うじゃないですか。それは、やっぱり多くの幅広い層に皆さん支援をしてやるという姿勢が私は大事だと思うんですが、もう一度お答えください。

それから、対日銀への対策です。だって、根本は物価が下がればいいんでしょう。これは国の問題ですよ。本当に日銀がやらなきやいけない。だけど、気を遣って上げない。これを正さない限り、物価を上がり続けている間、何をやっても駄目でしょう。私は、そこは区としても責任を持って日銀に答申すべきだと思いますが、お答えください。

それから、監査。議員は監査される側ですよ。そのされる側の議員が監査するんですよ。これはおかしいですよね。

○渡辺議長 須貝議員、質問をまとめてください。

○須貝行宏議員 はい。選任しない条例をきちんと定めるべきだと思うんですが、もう一度お答えください。

それから、防犯カメラね。これ、もし事件が起きたらどうするんですか。誰が責任を取ってくれるんですか。自分のお子さんが学校に通っていたら、心配でなりませんよ。そんな無責任なことでいいんですか。言っているだけでいいんだ。だから、重大事件だって、1年たったって、2年たったって全然解決できないじゃないですか。

○渡辺議長 終了です。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 須貝議員の再質問についてお答えいたします。

まず、特別職の報酬等に關わる部分でございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、区長や区議会議員の給料、報酬等につきましては、特別職報酬等審議会というところでしっかりと審議をしていただいた上で、様々な状況を踏まえた中でのご意見をいただいたといったところでございます。そうした中でいただいたご意見を参考にしながら、検討を進めていくといったところであります。

それから、議選監査委員の部分でございますけれども、議選監査委員の選出につきましては、行政課題について政策的な知見を有しているといったところ、それから、政策の実効性や妥当性といった視点からの監査が期待できるといったところがございます。そうしたところを踏まえた上で、議会の同意を得て選任をしていただいているといったところでございますので、ご理解いただければと思います。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、須貝議員の再質問のうち、物価高対策と日本銀行への提言についてお答えいたします。

先ほども区長がご答弁申し上げましたとおり、政府は、本日21日に新たな総合経済対策を閣議決定する予定であります。その中身でございますけれども、一般会計の補正予算案は17兆7,000億円程度であるということも報道されております。政府のほうは、生活の安全保障、物価高への対応として様々な施策を地方自治体と連携しながら進めていきたいというふうなことも述べておりますので、我々区としても、引き続き政府の動向を注視するとともに、速やかに物価対策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、日本銀行への提言でございますが、日本銀行は我が国の中央銀行であり、独立した権限を持っております。そうしたことから、地方自治体が提言するものではないと考えているところであります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教職員による児童・生徒への盗撮等防止対策に関する再質問にお答えを申し上げます。

教師の立場を悪用して児童・生徒を対象に性暴力等を行うことは、児童・生徒の尊厳と権利を著しく侵害するなど、断じて許されるものではありません。こうしたことから、先ほども申し述べましたとおり、毎年3回服務事故防止月間を設け、校内研修を実施した上で、研修後のセルフチェックシートによる振り返りや、同じ時期に校長から全校長会などにおいて児童・生徒に対して講話を行った上で、相談指針等の配布や相談機関の電話番号等の案内を行い、あわせて、保護者向け通知文の配布も行っているところです。こうした取組であったり、日々の校内観察により、教室等の定期的な点検、整理整頓を行うなど校内環境の整備も図りながら、性暴力の根絶へと教育委員会、学校が一体となって尽力してまいります。

○須貝行宏議員 いろいろ分かりましたが、やっぱり教育委員会に子どもたちを助けてほしいです。何かあったら大変なんですよ。その子の一生が駄目になる。そのために証拠を残す。防犯カメラで証拠を残して、ちゃんと検証できる、そういうシステムというのは、私はこれからは絶対なくてはならない、必要なものだと思います。なお、防犯カメラは各家庭でも今ついているわけでしょう。そのためなんですよ。それも教育の中で子どもたちを守るためにぜひ私はやってほしいんですが、もう一度お答えください。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教職員による児童・生徒への盗撮防止対策等に関する再々質問にお答えいたします。

先ほども申し述べましたが、まず、子どもに対する性暴力につきましては、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童・生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かすなど、これは決して許されるものではないと考えております。その上で様々な対策を講じつつ、今後、校内への防犯カメラ設置につきましては、ほかの自治体の事例も参考しながら、児童・生徒の安全確保と教育環境の両立、この両方の観点から検討を行ってまいります。

○渡辺議長 以上で須貝行宏議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時45分休憩

○午後0時59分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

松本ときひろ議員。

〔松本ときひろ議員登壇〕

○松本ときひろ議員 品川区議会日本維新の会、松本ときひろは、通告に基づき一般質問を行います。

最初に、公益通報制度と区のガバナンスについて伺います。

地方分権改革の推進、少子高齢化による資源の制約、価値観の多様化、新たな行政手法の誕生などにより、地方自治体の政策にも選択肢が増えています。前例踏襲、横並びだけでは住民のニーズに応えられません。そうした時代にあっては、政策立案と政策評価の重要性が増すことに加え、事務の適正化も不可欠な課題となります。特に森澤区長が就任されてから、品川区の政策は注目されています。他の自治体に先駆けた各種施策、事業はマスコミにも報じられ、私も所属政党の他自治体議員から「なぜ品川区は先進的な取組を矢継ぎ早に打ち出すことができるのか」と質問を受けることが少なくありません。

もっとも、どこの世界でも新しいことを始めれば、反発も出てきます。摩擦が生じます。前例踏襲、横並び、可もなく不可もなくという組織は、競争の激しい市場では淘汰されますが、税金で事業継続が担保されている場合には、一つの生存戦略になるでしょう。目立たなければ批判もされません。しかし、こうした組織は、体制、体質に問題があっても顕在化せず、温存されてしまいます。したがって、区長が変わり、先進的な取組を行おうとするならば、同時に従来のガバナンスを見直す必要があると考えます。そうしなければ、足元を救われかねません。足を引っ張られかねません。

ガバナンスの見直しは、通常の業務とは別に行う必要があるため、負担の大きな作業です。区民に見えやすい成果がすぐに出るわけではありません。しかし、強固なガバナンスを構築することが、長期的には健全な区政、組織運営を担保し、先進的な政策を下支えするものと考えます。そこで、まず、森澤区長の区のガバナンスに対するご認識、方針を伺います。

次に、先日の決算特別委員会総括質疑に引き続いて5月に公表された公益通報事案について取り上げ、区のガバナンスについて考えていきたいと思います。今年5月、区ホームページ上で「公益通報に基づく改善等の措置の実施について」という文書が公表されました。それによれば、昨年の10月15日、職員

の備品管理に関する公益通報が受理されたとのことです。通報内容は、「職員が業務に使用する目的で外部団体から借り受けた備品について、返却がなされずに私的流用されている」。つまり、業務上横領が行われているという通報です。

これに対し、区の公益通報委員会は、業務上横領罪と言うには証拠が足りないと判断しました。しかし、一方で、業務上使用する必要がなくなった後も適時に備品の返却を行わず、区庁舎内に保管し続けていたことは不適切であったとも述べています。つまり、職員が外部団体から借り受けた備品を返却しなかったという事実はあるわけです。業務上横領罪に該当するためには、必ずしも転売したり、消費したりする必要はありません。

そうすると、区の公益通報委員会による業務上横領罪に該当すると認めるに足りない証拠は不十分という認定は、どのような事実について証拠が不十分だったのか疑問が湧きます。そもそも「備品」とは何なのか。「適時に返却を行わず」とは、使用する必要がなくなってからどの程度の期間返却しなかったのかなど、様々な疑問が浮かんできます。しかし、総括質疑における私の質問に対し、区は返却されなかった備品が何なのかさえ、公益通報であることを理由に答えませんでした。

公益通報制度は、通報者を守ることを重視していますが、それによって行政の説明責任が排除されるわけではありません。区が区職員による不適切な行動の詳細について説明しないというのは誠に遺憾ではありますが、答弁がない以上、やむを得ず個別事案から離れ、当区の公益通報制度と運用について考えてまいります。

まず、通報件数についてです。他区では毎年複数件の通報が行われているところもありますが、当区では、第1回品川区コンプライアンス推進委員会の資料を拝見すると、令和6年、令和4年に1件とされており、少ないように思われます。改めて当区における過去の公益通報の件数を伺います。

もちろん、公益通報の対象となる違法または不当な行為が起きないことが望ましいのですが、何千人もいる組織で違法または不当な行為が全く起きないということは考え難いです。そうすると、当区の通報件数の少なさは、通報制度がうまく運用されていない可能性につながります。総括質疑では、この観点から匿名通報のハードルを下げるよう求めました。ほかにも、職員への公益通報制度の周知が足りていない可能性もあります。そこで、職員への積極的な公益通報制度周知を行うべきと考えますが、区のご所見、職員に対する公益通報制度の研修実施状況、また、職員に対する制度の認知、理解等についてのアンケート調査の有無、調査を実施しているならば、その結果について伺います。

政府の公益通報制度に関する地方公共団体向けガイドラインは、令和4年に改正されています。当区の区職員等の公益通報に関する要綱も、最近だと令和6年、令和7年に改正されていますが、令和4年以降の品川区職員等の公益通報に関する要綱の改正の趣旨、内容について伺います。

先ほど述べたように、5月の事案には様々な疑問が生じますが、その理由は調査結果の記載があまりにも短過ぎるからです。事実認定が不明瞭なのです。他自治体の公益通報に対する調査結果を調べると、判決文とまでは言わないものの、詳細な事実認定を公表しているものがあります。公平を期すために申し上げれば、通報件数しか公表していない閉鎖的な自治体があるのも事実です。それに比べれば当区のほうがまだよいとも言えますが、下を見ても切りがありません。

品川区職員等の公益通報に関する要綱における公表に関する規定は、改善等の措置に至る経緯および内容等の概要について公表するといったものです。より公表内容を充実させるべく、要綱の公表に関する規定を、公益通報委員会による調査結果の報告を、適正な業務の遂行および通報者の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において公表するなどに改めるべきだと思いますが、見解を伺いま

す。

公益通報制度が効果的に運用されるためには、利益相反の排除を適切に行えるかも重要です。当区では、公益通報に対する調査等を担う公益通報委員会の委員構成は、区長室長、教育委員会事務局教育次長、区長室コンプライアンス推進担当課長、区長室総務課長、区長室人事課長、教育委員会事務局庶務課長および公益通報相談員です。外部弁護士である公益通報相談員1名を除き、全員が区の幹部職員です。そして、議事は多数決で行われます。つまり、外部弁護士の影響力は大きくありません。

利益相反についても定めがあり、調査の結果等により実質的に不利益を受ける者は関与することができません。ただ、「実質的に不利益を受ける者」というのは、解釈に幅があります。公益通報委員会委員の所管する課、例えば区長室総務課で職員による業務上横領事案の通報があった場合、区長室長や区長室総務課長は公益通報委員会の委員から除籍されるのでしょうか、伺います。また、公益通報に関する実際の調査は、外部弁護士である公益通報相談員が行うのでしょうか。あるいは内部職員が行うのでしょうか。公益通報相談員が立ち会わない聞き取り調査もあるのか、伺います。

公益通報制度については、第三者性、独立性の担保が極めて重要です。繰り返しになりますが、当区では1名を除き公益通報委員会の全員が区幹部職員です。どこの組織であれ、身内を守りたいという感情は生じ得ます。他区では、より第三者性、独立性を高めるために、当区のような公益通報委員会ではなく、外部人材に調査、報告、是正措置の勧告権限を委ねるという仕組みを構築しているところもあります。例えば千代田区では、職員等公益通報条例が制定されており、区から独立した外部機関である行政監察員が調査等に当たります。当区においても、公益通報制度に関わる調査等幹部職員が入る公益通報委員会ではなく、独立した外部人材に委ねるべきと考えますが、区の見解を伺います。

また、先日の総括質疑のように、公益通報委員会の調査報告書の中身について議会でも答弁できないということであれば、誰が公益通報委員会の事務の適正性を監視するのかが問題になります。ここで監査委員の役割が重要になります。公益通報制度も監査委員による監査の対象か。監査の対象ならば、これまでいかなる監査が行われてきたのか伺います。

先日の総括質疑では、別件でも監査委員制度の問題点について取り上げましたが、当区では4人の監査委員のうち2人が議員選出の監査委員です。議員は監査の専門家ではありません。議員選出の監査委員を廃止している自治体もあります。議員は、議会で区民の代表として区政をチェックする。監査委員は、専門的立場で区政を監査する。これが望ましいガバナンス体制であり、当区の監査委員制度は変更すべきです。ぜひ議員諸氏にも胸に手を当てて考えていただきたいと思います。ここでは、改めてより専門性の高い監査が実施されるよう議員選出の監査委員を廃止すべく、品川区監査委員条例を改正すべきと考えますが、区の見解を伺います。

政府の地方公共団体向けガイドラインには、「各地方公共団体は、内部公益通報対応体制の運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、指針の解説や行政機関及び事業者による先進的な取組事例等も参考にした上で、必要に応じて、内部公益通報対応体制を継続的に改善する」との規定があります。当区の要綱にはこうした規定はありません。明記すべきと考えますが、見解を伺います。また、当区の公益通報制度について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえた定期的な評価及び点検は行われているのか伺います。

ところで、品川区は、内部通報のみならず、外部通報も受け付けるための要綱を作成しています。しかし、区ウェブサイトを確認しても、外部通報について説明したページはないようです。公益通報者保護法第13条第2項には、行政機関に外部通報に適切に対応するために必要な配置の整備その他の必要な

措置を取ることを求めていました。区のウェブサイトに外部通報の説明や通報体制の掲載がなされていないというのは、公益通報者保護法第13条第2項に違反するのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、区の情報公開制度について伺います。

先ほど取り上げた5月公表の公益通報についてですが、私は、品川区職員等の公益通報に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、公益通報委員会が作成した調査結果報告書などの情報公開請求を行いました。しかし、区は、調査結果報告書について全部非公開決定処分を行いました。公益通報に関わる資料の情報公開請求は他の自治体でも行われており、通報者の特定につながり得る情報をマスキングするなどして部分公開されている例があります。

当区の情報公開条例第7条も公開情報の原則公開を定め、さらに個人情報などの非公開情報が含まれている場合に備え、第8条で部分公開について規定しています。しかし、当区は、公益通報委員会が作成した調査結果報告書を全部非公開決定しました。また、先ほども申し上げたとおり、さきの決算特別委員会において、当該公益通報は備品の私的流用に関する事案であることから、備品とは何かと質問しましたが、区は公益通報を理由にそれすら答弁しませんでした。公益通報制度は通報者を守るものですが。しかし、備品が何であるかを答弁したところで、通報者が特定されるわけではありません。これでは公益通報制度を理由に庁舎内で起きた不祥事を隠蔽していると思われても仕方がないでしょう。

これは、ここ品川区においては極めて残念な状況です。というのも、森澤区長は、選挙において情報公開を強調されていたからです。正確には「徹底した情報公開と事業評価で無駄を削減」という財源論の中での情報公開が出てきますが、行政プロセスは別だとはならないでしょう。そこで、まず森澤区長の情報公開に対するご認識、方針を伺います。

そもそも、当区の情報公開条例第1条は、目的規定で「知る権利」に触れておらず、行政情報の公開を求める権利に触れるにとどまっています。両者は同じように思えるかもしれません、知る権利ならば、日本国憲法に由来する権利であることが明確になります。2010年に公表された政府の行政透明化検討チームの取りまとめでも、情報公開法に「知る権利」を明記することがうたわれています。また、当区の情報公開条例の目的規定には、「区民の監視と参加」という文言もありません。これも、行政透明化検討チームが明記すべきとした点です。当区においても、情報公開条例を改正し、第1条の「目的規定」に「知る権利」および「区民の監視と参加」を明記すべきと考えますが、見解を伺います。

また、条例第3条も、「実施期間は、第1条の目的が十分に達成されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない」と曖昧です。区民の知る権利に沿った情報公開が行われるよう、例えば「実施期間は、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関し市民に説明する責務を十分全うするようにこの条例を解釈し、運用しなければならない」と改正することを求めるが、見解を伺います。

さらに、部分公開の規定も改正すべきです。現在の部分公開の規定は、「非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは」、「当該部分を除いた部分」を公開しなければならないというものです。「容易に区分」というのはいかにも消極的です。さきの行政透明化検討チームは、この点も、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないとの改正案を示しています。当区の情報公開条例の部分公開規定も、「非公開情報に該当する部分を区分することが困難である場合を除き、部分公開する」といった内容に改正すべきと考えますが、区の見解を伺います。

区による情報公開に不服がある場合は、審査請求を行うことができます。現在、情報公開請求については電子申請が可能ですが、審査請求ではできません。審査請求について電子申請の対応も進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、離婚後共同親権と別居親の学校行事参加について伺います。

離婚後の子の親権について共同親権とすることも可能となる改正民法が、来年4月から施行されます。本件については、第3回定例会で西村議員からも一般質問があり、区の基本的な対応は理解いたしましたが、本日はそれを受け、私からも幾つか質問したいと思います。

まず、これまで離婚後は単独親権しか選択できなかったこともあり、離婚後の家庭をひとり親家庭と呼称することは自然に行われてきました。しかし、今後は、離婚後も共同親権で、監護も例えれば週3日は一方、週4日は他方という家庭も想定されます。こういう家庭は離婚家庭ではあるものの、子どもの目線で考えると、果たして「ひとり親家庭」と呼んでよいのか疑問に思います。離婚後共同親権、共同監護の場合も「ひとり親家庭」と呼ぶのか、区の見解を伺います。

呼称をどうするかのみならず、現状の各種ひとり親支援をどうするかも論点としてあります。西村議員の一般質問に対する答弁では、養育費相談支援事業や親子交流支援事業について、共同親権下における別居の親も含めた対象の拡大に向けて準備を進めるとのことでした。また、政府も解説資料を作成しており、各自治体に共通の支援策については一定の基準が示されています。一方で、各自治体独自の支援策との関係も考えておくべきと考えます。区独自の各種ひとり親家庭支援策における離婚後共同親権家庭の取扱いについて伺います。

さて、今回の改正の運用でトラブルが発生する可能性が高いのが、学校等の教育現場です。この点についても西村議員から質問があり、校長・園長連絡会や生活指導主任会を通じて周知を行う。当該児童・生徒の利益を最優先できるよう法律の専門家にも助言を求め、関係機関と連携したサポートに努めるとの答弁がありました。

ただ、実際は混乱が予想されます。最も典型的なのが、運動会などの行事参加です。親権者的一方が他方親権者の参加を拒むということが考えられます。これに関する政府の解説資料は、各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる。ただし、父母が各学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を起こす可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は学校管理の観点から行事参加を制限するといった対応を取ることも考えられると述べています。

これは、実際に運用しようとするとかなり難易度が高いと言えます。現在も離婚前の別居している父母は共同親権ということになりますが、学校が親権を持つ別居親の行事や保護者会への参加を拒んだ事案で国家賠償請求訴訟が提起されています。改正民法施行後は、こうしたトラブルはさらに多くなると考えます。そこで、まず政府の解説資料のとおり、各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる以上、別居親の学校行事等への参加を原則拒むべきではないと考えますが、見解を伺います。

また、政府解説資料の例外、すなわち「高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合など」というのは抽象的です。別居親と子どもが別居親の行事参加を希望しているのに同居親が一方的に拒み、学校側がトラブルに巻き込まれたくないという理由で別居親の参加を制限するといった事態も想定されます。各学校がそれぞれの基準でまちまちの対応をするとなると、現場も、親も、何より子どもが混乱すると考えます。そこで、教育委員会として同居親の一方的な拒絶により、別居親の学校行事等への参加が制限されないよう対応マニュアルを作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに一歩進んで、大阪府大東市では、教育委員会が別居親の行事参加について一元管理するフロー チャートを作成しています。すなわち、同居親が別居親の行事参加を認めないよう学校へ求め、一方で別居親が行事参加を学校に求めた場合、学校は相談内容、接見禁止命令等法的根拠に基づいて会えない状況の有無等を教育委員会に共有、報告する。それに基づいて、教育委員会が対応可能な案を学校に指導・助言する。学校は、法的根拠に基づいた対応を同居親に説明する。同時に、学校が対応可能な案を示す。同居親から理解が得られない場合も、工夫して別居親が行事参加できるようにするといった対応フローです。こうした対応フローは、改正法施行前から実施することができます。ぜひ当区でも実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

子が親から養育を受ける、自身の成長を見てもらうというのは子どもの重要な権利です。民法が改正されたことを機に子ども中心の取組が徹底されることを願いまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 松本ときひろ議員の一般質問にお答えします。

私からは、区のガバナンスと情報公開制度についてお答えします。

初めに、区のガバナンスに対する認識と方針についてです。ガバナンスの強化は、信頼される区政運営のために不可欠と捉え、透明性の高い組織運営や意思決定過程の明確化などを徹底すべく進めているところであります。そういった中で、コンプライアンスの強化も必須と捉えており、具体的には、令和6年4月にコンプライアンス推進担当を設置しております。また、組織全体で高い倫理観を持ち、誠実に、公正かつ適正に職務を遂行していくため、今年4月にコンプライアンス推進基本方針および行動規範を策定し、内部統制の取組として今年度より予防監察を行うなど、健全な組織運営に努めているところです。今後も、こうした取組を通じ、しっかりと気を引き締めて、より実効性の高いガバナンス体制の構築を進めてまいります。

次に、情報公開に対する認識と方針についてお答えいたします。情報公開とは、区民の知る権利の保障、行政への区民参加の促進、区政の透明性の確保といった観点から民主主義の根幹をなすものであり、区政運営の基本姿勢として情報公開の徹底を掲げているところです。こうした考えの下、区長就任以来、手数料の無料化やオンライン申請、電子媒体での交付等、情報公開請求がしやすくなる取組を着実に進めてきたところです。

ご指摘のとおり、目的や趣旨を明確にすることは、情報公開制度の根幹に関わる重要なことであると考えております。今後、条例に明記することについて検討をしてまいります。引き続き、開かれた区政の実現に向けて、情報公開制度の適切な運用に努めてまいります。

〔伊崎教育長登壇〕

○伊崎教育長 私からは、共同親権に関するご質問のうち、学校・教育委員会の対応についてお答えします。

教育委員会としましては、児童・生徒の最善の利益を最優先に考え、父母間の対立が学校運営に影響を及ぼさないよう考慮した上で、法に基づき適切な対応を進めることが必要であると考えております。まず、共同親権を持つ各親権者の学校行事への参加につきましては、改正法や解説資料に示されているとおり、別居親の学校行事等への参加は原則拒むべきではないと捉えております。なお、各家庭の個別の事情につきましては、国の資料にありますように、事前に親権者間での協議の上、学校に報告をしていただきたいと考えております。

次に、共同親権に係る学校の対応マニュアルの作成についてですが、学校が判断に迷わないよう対応マニュアルを備えておくことは有用だと考えており、国の指針等を参考に作成をしてまいります。

次に、別居親の学校行事への参加についての対応フローについてです。学校では親権のある親を保護者として対応しており、別居中や離婚調停中で父母の双方に親権がある場合や、片方の親から虐待があり、別居をしている場合などは、個別の対応が必要な状況がございます。

現在は、学校が父母から相談や要望を受けた際には学校から教育委員会に報告し、教育委員会が法律の専門家や関係機関に見解を伺い、法に基づいた適切な対応について学校に助言をしていますので、これを基本的な対応手順として示していきたいと考えております。なお、改正法施行後のマニュアルにつきましては、改めて学校への徹底を図ってまいります。

〔河内代表監査委員登壇〕

○河内代表監査委員 私からは、監査に関するご質問にお答えいたします。

監査に当たりましては、品川区監査基準に基づき、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査委員協議会において、監査結果や事業の実施状況などを踏まえ、毎年度監査計画を立案し、実施方針を定めております。地方自治法は、必要があると認めるときに特定の事務事業を取り上げて監査を行う制度として行政監査を規定しており、当区では、改善を要する事業または課題等があった場合に実施することといたしております。

公益通報制度について、これまで行政監査を行ったことはございませんが、監査計画の策定に当たりましては、区の事務の管理および執行等全般について、住民サービス向上のために、合規性、正確性、経済性、効率性および有効性の観点から適切な監査を実施すべく、監査委員協議会において協議をしてまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、公益通報制度と情報公開に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、公益通報制度についてです。まず、区における過去の公益通報の件数ですが、平成21年度、令和4年度、令和6年度にそれぞれ1件ずつの計3件です。

次に、職員への制度周知等についてです。近年、制度の研修や認知度のアンケート調査は実施しておりますが、今後、コンプライアンスに関する研修や啓発の取組の中で職員へ周知してまいります。

次に、令和4年度以降の要綱改正の趣旨、内容についてですが、より適切な公益通報者保護制度の運用とするため、令和2年度の法改正や令和4年度の国のガイドライン改正を踏まえ、令和7年3月に改正をいたしました。主な改正点としては、利益相反となる場合について明確化したほか、調査等に関わる職員や情報共有の範囲を明確にいたしました。

次に、要綱における公表に関する規定についてです。公表について国のガイドラインは、「各地方公共団体は、必要と認める事項を、適宜公表する」と示しており、各自治体の判断に任されていると言えます。現在の公表内容は、通報による改善対応や再発防止策を広く明らかにすることで、適法かつ公正な区政運営に資するという公益通報制度の目的を果たしていると考えておりますが、公表内容の充実については今後検討をしてまいります。

次に、利益相反による公益通報委員会委員の除斥については、事案ごとに要綱に沿って厳格に運用しております、例えば区長室の事案であった場合においては、利益相反が確認できれば、区長室長などは除斥されます。

次に、調査における外部弁護士の役割についてですが、外部弁護士である公益通報相談員は、通報の

窓口となるだけでなく、聞き取り等の調査の過程で意見・助言をいただいております。また、委員会の審議においても多くの意見をいただくななど、通報への一連の対応に関与をしております。

次に、独立した外部人材による調査についてですが、区の公益通報委員会には外部の弁護士も入っており、第三者性は担保されていると認識しています。調査に当たっては、区の組織や制度等について内部職員の見識も必要と考えており、現行の体制にて適切に運用してまいりますが、他区の状況なども参考にしながら検討してまいります。

次に、公益通報体制の改善に関する規定の明記や、制度の定期的な評価についてです。国は、ガイドラインを踏まえながら自治体の実情等も勘案し、法や指針が求める措置を講ずる必要があるとしています。現在の要綱は、法やガイドライン等の内容を十分参考して定めたものであり、運用に特段の支障はないと考えております。制度の継続的な改善については、調査の実績を重ねる中で、公益通報委員からの意見等も踏まえ、検討してまいります。

次に、外部通報についてウェブサイトに掲載していないことが公益通報者保護法に違反するとのご指摘ですが、法の第13条第2項に示される「必要な体制の整備その他必要な措置」について、区はガイドラインを踏まえ、外部通報について要綱を定め、それを公表していることから、法に違反している事実はございませんが、より分かりやすい表記に努めてまいります。

次に、品川区監査委員の選出についてです。議員選出監査委員は、行政課題について政策的な知見を有しているほか、政策の実効性や妥当性といった視点から監査が期待できるため、議会の同意を得て選任しているものです。現在の枠組みにより、適正かつ適切な監査がなされていることから、区といたしましては、引き続き現在の制度運用を継続したいと考えております。

次に、情報公開制度に関するご質問についてお答えいたします。

初めに、情報公開条例の目的規定等についてです。情報公開制度は、区民の知る権利を保障し、区政の透明性を確保することで、区民と区政の信頼関係を強化していくことを目的としております。現行条例は、こうした制度の趣旨に基づき定められたものであり、区といたしましては、条例の運用に当たって、ご指摘の区民の知る権利の保障、実施機関の説明責任、適切な部分公開について、それぞれの実務においてしっかりと対応しているところです。一方で、こうした考え方をより明確に条文に示すことは重要であると考えており、今後、機会を捉え、制度の趣旨をより分かりやすく条文に示すことについて検討をしてまいります。

次に、審査請求の電子申請対応についてです。審査請求については、請求の内容や添付書類等を慎重に確認する必要があることから、現在は窓口や郵送での受付としておりますが、他自治体の取組状況等も参考にしながら、電子申請の導入について検討をしてまいります。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、離婚後共同親権に関するご質問にお答えいたします。

初めに、ひとり親家庭の呼称についてです。民法改正によって、ひとり親家庭に代わる統一的な呼称は示されておりません。現在、支援制度の名称や法律では、「母子家庭」、「父子家庭」という言葉が使われており、これらを総称する形で「ひとり親家庭」という表現が一般的に用いられています。しかしながら、共同親権・共同監護の実態を考慮すると、「ひとり親家庭」という呼称が必ずしも適切でない場合も想定されます。そのため、適切な呼称や定義の在り方について、国の動向を注視してまいります。

次に、区独自事業における離婚後共同親権家庭の扱いについてです。基本的には個々の家庭の実情に

応じて柔軟に対応し、子どもの養育状況や経済的負担などを総合的に勘案して、支援の必要性を判断いたします。一方で、区独自事業のひとり親家庭体験格差改善事業につきましては、共同親権制度の導入に伴い、運用管理面での課題が予想されます。そのため、事業スキームの変更を含め検討を進めております。

また、共同親権制度の導入により生じる新たな課題にも適切に対応するため、適宜既存の支援策の見直しや拡充を検討してまいります。子どもの最善の利益を第一に考え、支援を必要とする家庭に適切なサポートが行き届くよう、きめ細やかな取組を進めてまいります。

○松本ときひろ議員　自席より再質問させていただきます。

情報公開の点について、知る権利、区長からも明言していただいた点について御礼を申し上げたいと思います。この点はやはり重要な点ですので、条例改正を含めて引き続きご検討いただければと思います。理事者からの答弁もありがとうございました。

公益通報制度の点なんですけれども、1個答弁がいただけていなかった点がありまして、公益通報相談員が立ち会わない聞き取り調査もあるのか、ここはやはり大事かなと思います。公益通報相談員という弁護士が入っているとしても、実際には、これは当区がそうであるとは申し上げませんが、ある意味置物的にいらっしゃるという審議会などもあるというふうには聞いておりますので、外部の公益通報相談員がどこまで関わられるのかというのが極めて大事だと考えておりますので、聞き取り調査はどういうふうな形で行われているのか。入らない聞き取り調査もあるのか伺いたいと思います。

先ほども加えて申し上げましたとおり、やはり幹部職員がほとんどで、1人だけ弁護士が外部から入っているといつても、例えば取締役会の中に外部取締役が1人だけいて、内部のことを本当に改善できるかといったら、なかなか難しいと思います。なので、この辺はやはり他区でも実例がありますから、条例をつくって、外部の人にちゃんと全部調査報告書まで作成してもらうというふうな形がよいと思いますが、いかがでしょうか。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長　松本ときひろ議員の再質問にお答えいたします。

まず、公益通報相談員である相談員が聞き取り調査に入るかどうかといったところでございますけれども、結果から申しますと、入る場面もありますし、入らない場面もあるというのが実情でございます。これは、事案に応じてその必要性を鑑みて判断しているといったところであります。

また、公益通報委員会の中での外部弁護士通報相談員の役割ですけれども、1人の委員として入っていただいておりまして、法律的なところでの深い知見を持っておられますので、委員会の中ではかなり活発なご意見をいただいているところで、決して、今お話がありましたようなお飾りとか、そういうことではないというふうに我々は認識しております。

外部に関する調査をといったところでございますけれども、これも先ほどご答弁申し上げましたけれども、現段階でも適切に運用されていると思っておりますけれども、他自治体の運用等も見ながら、今後検討してまいりたいと思ってございます。

○松本ときひろ議員　ありがとうございます。若干繰り返しになるところはあるのですけれども、やはり外部の方が調査に入っていない調査もあると。そういうふうになると、内部から上がってきたものがその時点ではバイアスがかかっていると、仮に外部の人が入っていたとしても、実際のところが分からぬまま判断する可能性もある。

これはどういうふうにすれば伝わるかなというふうに考えてみたところ、例えばフジテレビで中居正

広さんの問題がありましたけれども、あのときも、当初フジテレビ側は、外部の弁護士を1人入れるとか、そういうふうなことを考えていました。それが報道されて大きな批判を受けて、最終的には外部の調査委員会を立ち上げるというふうなこともありました。

なので、ここは、繰り返しのご答弁になるとは思うんですけども、やはり私としては、内部で判断していくよりも、外部に置いてしまえば、それによって外形的な公正性が担保される。昨日の高橋しんじ議員の質問でもいろいろな話がされて、大丈夫なのかなと思う人はやはり一定数いると思います。公益通報については外部に公表できない内容もあるので、そこも答弁も苦しい、なかなかできないところもあると思います。だからこそ、外形的に外部人材を外部に委託することによって、公正性を担保するというふうなやり方があると思うんですが、最後にご答弁いただければと思います。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 再々質問にお答えいたします。

調査を外部にといったところのお話でございますけれども、現行の公益通報相談員が外部弁護士ということで入っていただいておりまして、現行の運用の中で一定程度正確な議事ができているといった認識はあります。そういうたとえでの判断もいただいておりますし、外部弁護士が入るということで第三者性も確保しているというところは、先ほど答弁申し上げたとおりであります。ただ、他区の自治体の状況であったりとか、いろいろな状況、それから実例といったところも確認しながら、どういった形がよろしいのかというのは、今後引き続き検討していきたいというふうに思ってございます。

○渡辺議長 以上で松本ときひろ議員の質問を終わります。

次に、松永よしひろ議員。

〔松永よしひろ議員登壇〕

○松永よしひろ議員 しながわ未来を代表し、一般質問を行います。

冒頭、本年9月11日の局地的豪雨により被害を受けられた区民の皆様、中小企業・個人事業主の皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の一日も早い生活と事業の再建に向け、区政の総力を挙げて取り組むことを改めて決意し、質問に入らせていただきます。

本年10月、新潟県長岡市、石川県羽咋郡志賀町、そして小松市へ視察してまいりましたが、そこでは、直接的な被害を上回る数の災害関連死を防ぐことが行政の最大の責務であり、防げる死をゼロにするため、避難所運営の質的な転換が必要だったとの教訓を学び、そして、自助・共助を基盤とする防災力の法制化や避難者把握と罹災証明書発行のDX化の重要性についても、改めて認識することができました。

そこで、まず自助・共助を基盤とする防災力の法制化についてです。長岡市では、議員提案で制定された自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例は、防災を市民と行政が共有する「哲学」として法制化する取組であり、深く感銘を受けました。本区においても、災害予防、災害時の応急対策、復旧時に係る区の責務、区民、事業所の務めと役割を明確にした品川区災害対策基本条例が制定されておりますが、その「哲学」がどこまで区民と共有できているのか。本区としての評価と区民と共有するための取組について、本区の見解をお知らせください。

次に、災害関連死ゼロの目標設定と環境整備について伺います。長岡市が最も強く掲げている災害関連死52名という教訓を踏まえ、本区でも避難所運営の最大の目標を災害関連死ゼロを目指していると思われますが、避難所環境改善として、視察で確認した段ボールベッドや非常食などの全避難所・全収容人数に対する整備計画は現在どのようになっているのでしょうか、お知らせください。

また、先の石川県羽咋郡志賀町での行政視察において、亡くなられた方23人中21名の方が災害関連死

であったという重い事実を目の当たりにしました。これは、直接的な災害の被害だけでなく、避難生活の環境から来るストレス、そして初動対応の遅れが、いかに多くの救えるはずの命を奪うかを示す重大な教訓です。そこで、志賀町では、保健師によるストレスケアや支え合いセンターでの見守り強化といった対策が進められておりますが、本区において災害関連死を徹底して防ぐための避難所の質の確保についてですが、どのような取組を行っているのでしょうか。例えば温かい食事の提供、そして高齢化が進む本区にとって必須となる要配慮者への細かな生活必需品である眼鏡やおむつなどの支援体制についてお知らせください。また、避難所における心のケアと環境整備の観点から、区民の精神的ストレス軽減は災害関連死ゼロの重要な柱です。

そして、避難生活を続けていく上でストレスをためない対策として、ペット同行避難は重大であると考えます。ペットと一緒に避難生活ができると精神的ストレスが軽減される、不安や抑鬱が低下し、避難生活の心身健康が保たれやすいといった心理的な安定性につながることが分かっております。一方で、東日本大震災や熊本地震でもペット同行避難ができなかった不安からやむなく自宅に残り、その後の災害関連死に至ったケースも報告されています。

ペット防災の充実は、単なる動物愛護ではなく、人命を守る公衆衛生対策ではないでしょうか。ペットの存在を考慮し、同行避難の環境整備は飼い主である区民の安心に直結し、必須であると考えますが、本区において避難所におけるペット同行避難の受入体制やペット専用スペースの確保、備蓄品の充実など、災害関連死を防ぐための環境整備としてどのような取組を進めているのか、お聞かせください。

次に、避難者把握のDX化について伺います。能登半島地震の際、石川県と志賀町では、デジタル庁と防災DX官民共創協議会からの提案を受け、JR東日本の協力の下、交通系ICカード、Suicaを活用した避難者情報の把握のDX化を実施しました。このシステムは、一時避難所に来る避難者らにそれぞれIDが付与されたSuicaを配布し、職員が氏名、住所、生年月日、連絡先などの避難者情報を聞き取り、SuicaのIDとひもづけてデータを登録。避難所での受付や物資の受取りの際にカードリーダーにSuicaをかざすことで、各避難所の避難者数や物資の受取状況などが把握できるものです。

これらの情報を活用することで、各避難所の混雑状況をリアルタイムに情報発信したり、物資が不足することのないように在庫状況の確認をすることが可能となります。また、避難所の受付に長時間並ぶことが解消されるため、避難者の負担軽減にもつながるほか、受付事務が簡素化できるため、受付の担当する避難所の運営側の負担軽減にもつながります。

大規模災害発生時に、避難所は被災者の命と生活を守る拠点となります。しかし、混乱の中で煩雑な作業や長時間の待機を強いられる状況では、避難所にいる人たちがそれを思いやって行動することは困難になるでしょう。このように避難者把握のDX化は様々な側面から導入のメリットがあると考えますが、本区の見解についてお知らせください。

次に、罹災証明の迅速化に向けたDX化について伺います。石川県小松市の取組では、罹災証明の交付遅延が復興の遅れを招くという課題を解決するため、これを特別な緊急業務ではなく日常業務として捉え直す意識改革を行い、また、デジタル化による効率化に力を入れるなどに取り組まれておりました。そして、防災業務の日常化を実現するため、税務課などと部署の垣根を超えた連携により、木造空き家などを活用した実地訓練を行う住家被害認定士育成会を創設し、実務能力育成体制を早急に立ち上げて対策を行っておりました。そこで、本区では現在どのような体制整備が行われていますでしょうか。また、こうした意識を高めるため、実務能力育成体制整備を行うべきと考えますが、本区のご所見を伺い

ます。

さらに、罹災証明の迅速化を図るため、小松市の事例を参考に、様々な事業所との連携によるＩＴを活用した調査システムの導入と、保険請求と自治体証明手続を連動させる共同スキームの構築を速やかに検討されているのでしょうか。デジカメ写真の自動保存と即時被害割合算出を可能にするシステムの導入や、申請受付時間の劇的な短縮を実現するための具体的な施策などについて伺います。

次に、水害対策の強化と被災者支援について伺います。今年9月11日の大雨被害という身近な課題を踏まえ、水害予防と被災者支援のスピードアップは喫緊の課題です。災害を未然に防ぐための支援として、本区では止水板設置等助成が行われております。このたびの被害を想定しますと、止水板設置等助成を幅広く周知し、拡大していく必要があると考えます。そこで、今回豪雨を受けた支援制度の拡充について、どのように考えておられるのでしょうか。そして、9月11日の教訓を反映し、浸水被害地域に対する重点的な認知度向上や申請の促進に向けた取組等が必要であると考えますが、具体的な施策についてお知らせください。

また、被災した住宅への災害見舞金に関する現行制度の周知と被災者の生活再建を支えるため、被災証明と連動した自動申請システムの導入や支給時期の目標設定など、実際の災害発生時における迅速な支給に向けた手続の簡素化について、具体的な改善計画はどのようにになっているのか。あわせて、中小企業、個人事業主への支援拡充についても伺いますが、水害により被害を受けた中小企業や個人事業主の早期の事業再開を支援するため、区独自の見舞金や融資あっせんなどの支援策をどのように周知し、活用を促していくお考えでしょうか。

次に、罹災証明書と連動した被災者支援について伺います。まず、罹災証明書の発行について、今年9月11日に発生した豪雨災害の際、本区ではどのような対応がなされたのか。また、行政書士や弁護士などの士業の方々との連携についても併せてお知らせください。

最後に、このたびの視察と9月11日の教訓は、災害対策の目標を建物の復旧から人命の救助と生活の再建へと質的転換する必要性を示しており、長岡市、志賀町、小松市の経験を生かし、自助・共助の哲学に基づく平時からの取組、関連死ゼロを目指す避難所の環境の整備、そして被災者の生活再建支援の3つの柱で、本区の防災対策を未来につなげていくことを強く求め、本区の決意をお知らせください。

次に、現代社会におけるペット飼育支援と地域連携について伺います。

ペットは飼い主にとってかけがえのない家族であり、生きがいや健康維持に不可欠な存在となっています。品川区は殺処分ゼロを継続するため、地域猫活動において不妊去勢手術の徹底や、地域住民、獣医師会、ボランティアとの連携体制を構築するなど、先進的な取組を進めていることは承知しております。しかし、この殺処分ゼロを脅かす新たな課題として、飼い主の入院、施設入所、死亡に伴うペットの処遇や、体調悪化による多頭飼育崩壊の危険性が増加傾向にあります。これらの問題は、単に動物の愛護問題にとどまらず、生活環境の悪化や孤立といった福祉上の課題と密接に結びついています。

そこで、飼い主が最後まで安心してペットと暮らし、もしもの事態においてもペットの命が守られる持続可能な共生社会を実現するため、本区がこれまでに培った地域連携のノウハウを生かし、福祉と動物愛護の両側面から支援する実効性のあるセーフティネットの構築が必要であると考えますが、本区のご見解を伺います。

また、高齢者や単身世帯の飼い主にとって、自身に万が一の事態が起こった際のペットの将来は深刻な懸念事項です。飼い主が病気や災害時、あるいは介護施設入所などでペットの飼育は困難になった際の備えとして、緊急一時預かり制度やペットの託し先を事前に指定し、その後の手続まで円滑に行うた

めの飼い主の病気時の支援者登録制度といった緊急預かり支援者登録制度の構築を検討されているのでしょうか。本区の現状と取組についてお知らせください。

そして、ペットの終生飼養、財産、遺言、信託などに関する専門知識を持つとして注目されているペット相続士のような専門資格を有する民間団体・専門家と連携し、飼い主に対し法的な側面や金銭的な備えを含むペットの終活に関する情報提供や相談支援を強化することについて、本区としてどのように考えておられるのでしょうか。併せてご所見を伺います。

次に、企業連携とSDGsの貢献の観点から、動物愛護とSDGsの推進について伺います。本区では、ウェルビーイング・SDGs推進ファンドを設けるなど、区民のウェルビーイング向上に力を入れています。この施策において、動物愛護・動物福祉の推進は、SDGs目標3に示されております「全ての人に健康と福祉」達成に不可欠な要素であると認識しております。特に、高齢者や子どもの精神的な健康や孤独の解消に対し、動物との積極的な共生がもたらす効果について伺いますが、本区ではどのように評価し、具体的なウェルビーイング施策として動物との関わりを意識的に組み込む方策を検討されているのでしょうか、お知らせください。

また、SDGs目標11「住み続けられるまちを」の観点から、都市型災害におけるペットの同行避難体制の強化は必須の課題です。災害時のペットの安全確保体制を実効性のあるものとするため、企業による備蓄品、例えばペットフード、ケージなどの提供協力や、動物関連企業による避難所運営への技術的支援を促すための具体的な施策を講じるべきと考えますが、本区の災害対策における企業連携の展望についてお知らせください。

さらに、動物愛護団体やボランティアが直面する資金難や人手不足を解消し、活動を持続可能にするため、本区は企業との積極的な橋渡し役を果たすべきと考えます。具体的に、企業のCSR活動やプロボノを愛護活動に結びつける動物愛護パートナーシップマッチング制度の創設や、財政的なインセンティブを伴う支援策を検討する考えはありますでしょうか。

また、民間資源を生かした企業連携の具体的な戦略について伺います。本区がペット関連企業や獣医系企業とのボランティア支援、啓発イベントの共同開催、または犬猫パートナーシップ店制度への企業の社会貢献の組み込みなど、民間資源を生かした取組について、今後の本区の考えについてお知らせください。

次に、災害時、平時における動物の命を救うため、ペット血液バンクの必要性について伺います。近年、精神的な安らぎや心の支えとしてペットを飼育する世帯が増加してきており、家族の一員としての重要性が高まっています。これに伴い、ペットへの獣医療も高度化や多様化しており、人間の医療と比較して命を救うための基本的なインフラ整備が遅れているのが現状です。

特に輸血を必要とする救急治療や外科手術において、安定的な血液の供給体制は極めて重要です。しかし、緊急時に十分な量の血液が確保できない事態が現状であり、ペットの救命率低下の大きな要因となっております。そこで、ペットの血液確保体制について伺います。安定性、倫理性の確保、血液の品質管理に限界があると考えますが、行政としてこの点についてどのように評価されておりますでしょうか。また、ペットの命を救う獣医療の質の向上をさせるため、ペット血液バンクが必要であると考えますが、本区ではどのような見解をお持ちでしょうか、お知らせください。

次に、早期介入から認認介護対策までを網羅する包括的総合戦略について伺います。

高齢化が進む中で、認知症の方とそのご家族が安心して暮らし、地域社会において役割と尊厳を保つことができるよう、品川区は先駆的な「品川モデル」を構築することは待ったなしの急務であり、本区

の認知症対策をさらに実効性のある切れ目のないものとするため、具体的な現状認識、戦略、施策の状況について伺います。

次に、認知症による事件・事故への対応についてです。全国で認知症による行方不明者は高い水準で推移していますが、徘徊による列車事故や逆走による交通事故、症状による万引き、放火といった当事者が関わる事件・事故が報道されており、これらは区民の安全確保と当事者の刑事責任能力、民事賠償責任という法的な問題に直結し、全国的な社会問題となっております。そこで、本区として、これらの事例が示す介護者の精神的・肉体的負担の深刻さに対する認識と、この問題に対する本区の重要課題としての位置づけについてお知らせください。

次に、若年性・働き盛り世代へのデジタル啓発戦略と連携について伺います。認知症対策を予防的支援として強化するため、50代を含む働き盛り世代への早期アプローチが不可欠であると考えます。初めに、本区では認知症の症状を早期発見するために、「あたまの元気度チェック」が進められております。50歳以上の方であれば誰でも申込みが可能です。そこで、この事業開始からの受検者数の実績や受検された方からの主な感想や評価について、現状の方向性と併せて伺います。また、働き盛り世代への周知には、SNSを活用した情報発信といったデジタル啓発も重要と考えます。今後の周知戦略とデジタル啓発の具体的な展開についてお知らせください。

次に、行方不明対策について伺います。今後、認知症患者数は増えていくものと考えております。その中で、本人、家族支援、認認介護対策の強化として、現在、GPS端末利用助成の対象とした取組を行っておられるかと思います。令和7年度には事業内容を拡大したと認識しておりますが、拡大内容について改めてお知らせください。そして、当事者の社会参加と介護家族の支援については、認知症本人ミーティングなどが必要だと考えております。そこで、本区においてどのような取組を行っているのでしょうか。また、こうした相談窓口や場所についてお知らせください。

そして、緊急ショートステイについて伺います。常に一定数確保するための区内の介護事業所との協議や助成の具体的な推進状況とその実効性についてお示しいただくとともに、介護者の孤立を防ぐため、専門職による個別カウセリングを提供できる体制強化の具体的な進捗、また、民間のカウセリング費用の一部助成制度の検討状況についてお示しください。

最後に、以下の施策を提案し、本区のご意見を伺います。まず、認知症の早期発見・早期対応の強化として、65歳以上の国保加入者を対象とした認知症スクリーニング検査事業を国保の健康診断と連携し、必須項目として組み込むことで重症化を防ぎ、医療費・介護費の適正化を図るべきと考えますが、本区のご見解を伺います。

次に、認知症の予防と多世代交流による地域づくりとして、品川eスポーツ・脳トレ大会の定例開催を提案いたしますが、本区のご見解を伺います。また、ゆうゆうプラザなど高齢者施設の多世代交流拠点をさらに進め、定期的な交流プログラムを組み込み、高齢者の役割づくりと認知症予防を推進すべきと考えますが、ご所見を伺います。

そして、認知症の方とそのご家族を支えるための情報発信強化として、啓発漫画や動画を作成し、パンフレットをコンビニや銀行などの身近な場所にも設置するなど、親しみやすい情報発信を強化すべきと考えますが、本区のご見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 松永よしひろ議員の一般質問にお答えします。

からは、災害関連死を防ぐ防災対策についてお答えします。

災害対策について基本理念を定め、自助・共助に基づいた平素からの準備を行うことは重要です。また、能登半島地震では、長く避難所生活が続く中、救われた命が失われてしまう災害関連死が大きな問題となりました。この教訓を踏まえ、避難者には健康の維持、心理的な安定が図れる環境整備が重要であると認識しているところです。

初めに、品川区災害対策基本条例に定める基本理念の区民との共有についてです。基本条例では、自助・共助および公助に基づき、区の責務、区民などの務めを定めています。区として、自助・共助の意識をさらに高める必要があると認識し、来年3月に条例の基本理念を生かした品川防災区民憲章を制定し、理念の共有に取り組んでまいります。

次に、避難所の環境整備と災害関連死を防ぐ施策についてです。区としても、避難所の良好な生活環境を確保し、災害関連死を防ぐことは重要であると認識しているところです。まず、避難所環境の改善についてです。避難者の生活衛生環境の改善のため、発災直後の避難所開設の段階から段ボールベッドを要配慮者に優先して提供できるよう、令和7年度に約1,000台備蓄します。また、避難者の食料としてアルファ化米などを都と連携して、想定避難者数の3日分を確保する体制を取っておりま

さらに、避難所で温かい食事が提供できるように炊き出しのための資機材を備蓄しているほか、キッチンカー団体等の災害時協力協定を締結したところであります。要配慮者に対する生活必需品の支援については、おむつなど日用品については公助として備蓄をしておりますが、避難者が持参することを基本とする眼鏡や薬など生活必需品については、災害時協力協定を締結している事業者と連携し、不足分の調達に努めてまいります。引き続き災害関連死を防ぐ環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

[七嶋災害対策担当部長登壇]

○七嶋災害対策担当部長 私からは、防災対策のうち、ペット同行避難、避難所把握のDX等および9月11日の大雨に関する取組についてお答えします。

初めに、ペット同行避難についてです。ペットは飼い主にとって大事な存在であり、同行避難ができる環境整備は重要と認識しております。区では、全ての区民避難所でペット同行避難を受け入れる体制の整備に取り組んでおります。

次に、避難所把握のDX化についてです。区では、LINEを活用した避難所把握のDX化に取り組んでいます。令和7年8月には、都内で初めてLINEを活用した避難所把握システムの実証実験を実施しました。紙による方式と比較して、LINEでの受付時間は短時間で実施でき、DX化の効果を再認識したところです。今後、マイナンバーカードとの連携も含め、本格導入に向けて取り組んでまいります。

次に、罹災証明書等の発行の迅速化についてです。災害時に罹災証明書等の発行を担当するのは、災害対策本部の組織名では生活再建課である税務課になります。能登半島地震の被災地支援として輪島市へ派遣された税務課の職員が、罹災証明書発行に係る業務を支援したほか、令和7年度風水害対策本部訓練では、災害時に受付会場となる区役所の施設において実践的な訓練を実施しました。区内一斉防災訓練も含め定期的に訓練を実施しながら、引き続き体制強化に努めてまいります。

また、区では、令和4年度に被災者生活再建支援システムを導入し、建物被害認定調査のモバイルシステム、応急危険度判定システムなど、適宜機能拡充を図っております。そのほかマイナポータルにより罹災証明書等の申請を受け付ける体制を構築しており、災害発生時から罹災証明書の発行まで各フェーズにおいて着実にDX化を進めています。今後、さらなるDX化を推進し、被災者の生活再建を迅速

に支援できるよう体制を整備してまいります。

続きまして、9月11日の大雨に関する取組についてお答えします。初めに、止水板設置等の助成についてです。止水板は浸水への備えとして有効であると認識しており、今回の豪雨を踏まえ、内容を拡充いたしました。具体的には、区内全ての建物を助成対象としたほか、助成額や限度額を引き上げ、簡易型止水板の助成対象への位置づけを実施いたしました。

拡充した制度を活用していただけるよう、PRチラシを各地区の総合防災訓練において配布したほか、今後も広報しながら等様々な媒体を活用し、幅広く周知を行ってまいります。また、浸水被害の多かった地域に対しては、地域の回覧を活用し、重点的に周知いたします。さらに、イベント等で相談窓口を設けるなど、申請の促進に取り組んでまいります。

次に、災害見舞金の周知についてですが、平素より区のホームページで要綱を含め紹介をしております。今回の大雨においては、職員による現地確認の際に見舞金の支給に関する内容を含む援護一覧表を配布したほか、区ホームページの特設ページをもって周知を行いました。また、今回初めて電子申請による災害見舞金の受付を実施したところですが、罹災証明書等の申請との連動も含め、迅速に支給できる体制を検討してまいります。

また、中小企業・個人事業主の方に対しては、災害見舞金制度の周知だけでなく、経営相談などの支援策についても周知してまいりました。引き続き、災害の規模を踏まえ、支給時期の目標を定め、迅速に支給できる体制について検討するなど、被災された区民の皆様に寄り添った支援ができるよう取り組んでまいります。

次に、罹災証明書と被災者支援についてです。今回の大雨の際は、窓口のほか、マイナポータルを用いた電子申請により、税務課を中心に建築課と連携して、罹災証明書等の発行を迅速に実施しました。また、災害時協力協定を締結している東京三弁護士会による法律相談を実施し、その中で、罹災証明書等の発行により受けられる支援制度について、被災された方々へ丁寧に案内いたしました。今後、罹災証明書等の発行に係る業務のDX化や士業の方々と連携を推進し、被災者の生活再建支援の迅速化と充実を図ってまいります。

最後に、防災対策を未来につなげていくことの決意についてですが、誰もが安全・安心に暮らしていく品川を目指し、平時からの啓発や災害予防、災害時の応急対策、生活再建、復旧・復興といった各フェーズにおける取組を確実に進めてまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、高齢化・災害リスクに対応したペット共生社会セーフティネットの構築に関するご質問にお答えいたします。現在、各家庭においては多種多様な動物が飼育されていると考えられますが、今回は、犬や猫との共生社会の構築の視点でお答えをいたします。

初めに、現代社会におけるペット飼育支援と地域連携についてです。まず、ペットの命を守るために飼い主に対する支援についてですが、区は、ペットの飼い主や、これからペットを飼育しようとしている方々に向けて、最後まで責任と愛情を持って動物を飼うことについて、広報紙や区ホームページ、各種講演会など、様々な機会を捉えて周知啓発してまいりました。

今後も、飼い主の病気などでペットの飼育が困難となった場合の備えに関する周知啓発等も含め、獣医師会と連携し、飼い主が安心してペットを飼うことができる環境整備に努めてまいります。また、専門資格を有する民間団体・専門家との連携については、国や他自治体の動向などを注視してまいります。

次に、企業連携とSDGsの推進についてです。まず、高齢者や子どもの精神的な健康や孤独の解消

と動物との共生についてですが、ペットとの触れ合いは、リラックス効果や社会的効果があると言われる一方で、効果については個人差もあり、健康や衛生面にも配慮して慎重に行う必要があるものと考えております。

また、企業と連携した災害時のペットの安全確保体制についてですが、区では、広報紙や防災ハンドブック、しながわ防災学校などで、災害時のペット同行避難の際にはペットをケージに入れること、日頃から家庭でペットフードを多めに備蓄し、避難時に持参することなどを周知啓発しております。区ではペットフードは備蓄しておりませんが、災害時にペットフードを持参できなかつた場合や長期間の避難生活に対応するため、災害時協力協定を締結している事業者と連携し、ペットフードや避難所に不足するケージなどを調達する体制を構築しているところです。動物関連企業による避難所運営への技術的支援を含め、ペット同行避難の実効性向上につながる企業連携について、今後も模索してまいります。

また、企業のCSR活動等との連携についてですが、区は企業の社会貢献活動等を支援しており、環境、教育など様々な分野で連携事業を実施してまいりました。今後、企業からご提案があれば、どういった連携が可能かも含め、検討してまいります。

また、民間資源を生かしたペット関連企業等との連携についてですが、現在区が抱えている課題である都会における人とペットとの共生について、区と企業等をつなげ、官民連携により社会課題の解決を目指す仕組みであるしながわシティラボにて、動物の飼養にかかわらず誰にとっても住みやすい社会の実現に向けて、協働していただける民間企業を募集しております。今後も民間企業との連携の可能性について模索してまいります。

最後に、ペット血液バンクの必要性についてです。区では、獣医師会と連携して、狂犬病予防接種の集合注射や飼い猫の不妊去勢手術など、予防的な事業を実施しております。ペットの血液確保などの獣医療体制については、今後の国や東京都、獣医師会等の動向を注視してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、認知症施策に関するご質問にお答えいたします。

現在、区では、約1万3,000人の方が何らかの認知症の症状を有するとされており、今後も後期高齢者人口の増加に伴い、認知症の人も増加すると見込まれているため、品川区総合実施計画および第9期品川区介護保険事業計画の下、認知症ケアパスの普及啓発による理解促進や、もの忘れ検診等の実施による早期発見・早期対応等に努めています。また、認知症基本法の施行に伴い、区独自の認知症施策推進計画を令和9年4月に策定するべく取組を進めており、認知症の人を含め、誰もが自分らしく希望を持って暮らせるまちづくりを推進しているところです。

次に、介護者の精神的・肉体的負担に関する区の考え方についてですが、介護負担は耐え切れないレベルになると共倒れにつながり、その結果として虐待や介護離職の原因になるなど、本人だけでなく介護者にとって非常に深刻な問題であると認識しております。

次に、あたまの元気度チェックですが、令和6年度より事業を開始し、本年10月末時点までに約800名の方に受検していただきました。また、受検された方に実施したアンケート結果では、約85%の方から「今後も区の予防事業に参加してみたい」といった前向きな回答をいただきました。なお、働き世代の周知については、LINE等のSNSによる手法を活用しながら、情報が広く行き渡るよう他方面からアプローチしております。

次に、行方不明対策についてですが、品川くるみ高齢者見守りアイテムの配布とともに、高齢者等GPS端末利用助成事業を実施しております。これまで実施していた端末の初期費用助成に加え、令和7

年度より月額基本料金650円を上限として、新たに助成を開始いたしました。

次に、認知症本人・家族支援についてですが、本人ミーティングを3か所、ミーティングセンターを2か所で実施しており、本人および家族の方の集いの場の確保に努めています。また、物忘れ認知症に関する専門相談窓口として、令和6年度よりくるみ相談室を開設し、認知症に関するお悩み等に対し、伴走型で支援しております。引き続き、認知症本人とご家族を一体的にサポートできる体制を整えてまいります。

次に、緊急時のショートステイについてですが、認知症高齢者の保護が必要な場合、地域密着型多機能ホームや特別養護老人ホームのショートステイを提供できるよう介護事業所と協定を結んでおり、緊急時の対応を行っております。なお、介護者の孤立を防ぐための専門職によるカウセリング費用助成については、今後、先行事例等の情報収集を行ってまいります。

国民健康保険の健康診査との連携につきましては、様々な研究の動向等を踏まえながら、慎重に検討してまいります。

次に、認知症予防と多世代交流による地域づくりについてです。現在、認知症予防事業において令和6年度よりeスポーツコースを開設し、自主グループ化につながった事例もございます。また、大崎および北品川ゆうゆうプラザにおいては、指定管理者による実施事業としてeスポーツ事業を実施しており、平塚橋ゆうゆうプラザにおいては、近隣の児童センターと連携し、多世代交流事業としてのeスポーツ事業を実施した実績もございます。これら的好事例なども踏まえながら、他のゆうゆうプラザとも情報を共有し、eスポーツを介した交流事業等の展開も視野に入れて検討してまいります。

最後に、情報発信の強化についてですが、現在は民間企業にご協力をいただき、認知症ケアパスの設置等を行っております。啓発漫画や動画の制作については他自治体の情報を収集するなど、さらなる普及啓発に努めてまいります。

○渡辺議長 以上で松永よしひろ議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告13件、監査委員から令和7年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付しております。なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月14日付をもって既に皆様に配付済みであります。

次に、日程第2から日程第13までの12件を一括議題に供します。

日程第2

第122号議案 品川区立区民斎場条例を廃止する条例

日程第3

第123号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第4

第124号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第125号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更について

日程第6

第126号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更について

日程第7

第127号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更について

日程第8

第128号議案 城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更について

日程第9

第129号議案 源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更について

日程第10

第130号議案 源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更について

日程第11

第131号議案 指定管理者の指定について

日程第12

第132号議案 指定管理者の指定について

日程第13

第133号議案 指定管理者の指定について

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第122号議案、品川区立区民斎場条例を廃止する条例について。

本案は、利用率の低下等の事情を踏まえた行財政の見直しにより、区民斎場「なぎさ会館」を廃止するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第123号議案、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律において児童福祉法が改正されたことに伴い、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例ほか3条例の規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第124号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、健康診査が行われた場合に、利用乳幼児に対する健康診断を省略することができるものとするほか、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第125号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更について、第126号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更について、第127号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更について、以上3議案について一括してご説明申し上げます。

これら3議案は、令和6年第3回定例会で本契約の議決をいただき、令和7年第1回定例会で契約変更の議決をいただきました八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約および令和7年第2回定例会で契約変更の報告をいたしました八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約ほか1契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項のいわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更のほか、地中の雨水配管を移設する必要が生じたことによる契約金額の変更および工期の延長に伴う債務負担行為の追加を提案するものであります。

なお、第126号議案におきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく指定製品に適合する機器に仕様を変更することによる契約金額の変更も併せて行うものであります。

変更の内容といたしましては、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の契約金額を42億689万5,000円から43億3,437万4,000円に、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の契約金額を19億1,029万3,000円から20億8,985万7,000円に、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の契約金額を12億5,805万9,000円から13億2,454万3,000円に改めるとともに、これら3契約の支出科目等において、令和9年度債務負担行為を追加するものであります。

次に、第128号議案、城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和5年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和7年第1回定例会で契約変更の報告をいたしました城南第二小学校改築電気設備工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を8億5,190万9,960円から8億6,904万7,960円に改めるものであります。

次に、第129号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和6年第2回定例会で本契約の議決をいただきました源氏前小学校改築機械設備工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を11億3,410万円から11億9,779万110円に改めるものであります。

次に、第130号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和6年第2回定例会で本契約の議決をいただきました源氏前小学校改築電気設備工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を8億9,947万円から9億5,053万2,000円に改めるものであります。

次に、第131号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立総合区民会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、公益財団法人品川文化振興事業団で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第132号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立総合体育館および戸越体育館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、公益財団法人品川区スポーツ協会で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

次に、第133号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立家庭あんしんセンターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人福栄会で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

以上で12議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第2、日程第11および日程第12の3件につきましては区民委員会に、日程第3、日程第4および日程第13の3件につきましては文教委員会に、日程第5から日程第10までの6件につきましては総務委員会にそれぞれ付託します。

次に、日程第14を議題に供します。

日程第14

第121号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

○渡辺議長 本件について説明願います。

[新井副区長登壇]

○新井副区長 第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、二葉四丁目認知症高齢者グループホーム整備用地取得および児童養護施設グループホーム開設支援に係る経費など、16億9,755万6,000円を増額するとともに、補助163号線整備事業および鈴ヶ森小学校工事監理委託に係る経費について、6,727万円を減額するものであります。それにより、補正額は、歳入歳出とも16億3,028万6,000円を追加し、総額を2,378億1,230万7,000円とするものであります。

歳入。

第13款国庫支出金は431万5,000円の増額で、児童虐待防止対策等総合支援事業補助金の追加であります。

第14款都支出金は5,705万1,000円の増額で、主なものは、子ども家庭支援包括補助金および保育所等物価高騰緊急対策事業費の追加であります。

第16款寄附金は1億6,952万3,000円の増額で、ふるさと納税寄附金の追加であります。

第17款繰入金は13億9,939万7,000円の増額で、財政調整基金繰入金の追加であります。

続いて、歳出。

第2款総務費は8,413万9,000円の増額で、ふるさと納税事業に係る経費の追加であります。

第3款民生費は15億6,791万7,000円の増額で、主なものは、認知症高齢者グループホーム整備のための二葉四丁目整備用地取得および障害児者総合支援施設における日中一時支援事業の定員拡充に伴う整備、ならびに児童養護施設グループホーム開設支援に係る経費の新規計上であります。

第6款土木費は6,000万円の減額で、補助163号線整備事業におけるJR大崎支線ガード下区間検討業

務について、実施を翌年度に延期することによる減額であります。

第7款教育費は3,823万円の増額で、鈴ヶ森小学校校舎等改築について建築工事費を追加するほか、工事監理委託費を減額するものであります。

次に、債務負担行為は、譲渡施設を活用した電線共同溝整備ほか4件を追加するとともに、鈴ヶ森小学校校舎等改築工事の限度額を変更するものであります。

以上で第121号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第14の歳出予算等の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第15を議題に供します。

日程第15

請願・陳情の付託

○渡辺議長 期日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

11月25日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は11月26日午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

○午後2時33分散会

議長 渡辺 ゆういち
署名人 山本 やすゆき
同 西本 たか子